自由と進歩の学び舎

法政大学法学部創設百周年記念誌



法政大学法学部

自由と進歩の学び舎

法政大学法学部創設百周年記念誌



法政大学法学部

[Ⅰ] 法律学科百年の歩み19	法学部百年の歴史と人(法律学科編) 法政大学名誉教授	薩埵正邦の遺産16	薩埵の退場と和仏法律学校の発足1	ノンエリートの名もなき青年へのボアソナード博士の厚意12	ボアソナード博士の無報酬の講義と薩埵の奮闘10	薩埵正邦の建学の精神9	法政大学の創成期と薩埵正邦7	創立者 薩埵正邦の時代――東京法学社から和仏法律学校へ 法政大学教授	[祝辞] 法政大学の根幹は法学部であった 法政大学総長	[巻頭言] 法政大学法学部長
	金子征史							浜村彰	田中優子	中野勝郎
	史 19							彩 7	子	即 1
	1.0							1	J	1

i

(3) 理事 79 76 (1) 歴代法学部長 76	制卒	1 「名物教授」 60 「名物教授」と卒業生	11 法学部と卒業生団体との連携 56	10 司法制度改革と法学部 54	9 二〇〇〇年以降の教学改革 51	8 一九九〇年代の教学改革 50	7 一九八〇年代の教学改革 50	6 大学紛争と教学改革 48	5 学生数の増大と教授陣の充実、巨大校舎の建設とカリキュラム改革 45	4 新制大学法学部 36	3 敗戦前後の法学部 29	2 法学部の創設 20	1 はじめに 19
									45				

出席者

飯田泰三(法政大学名誉教授)

石母田正の周辺 ………… 司会 杉田 石川健治 敦 (東京大学教授) (法政大学教授

> 81 86

【資料3】卒業生数 【資料1】法学部学科課程・設置科目・専門科目 【資料2】 法学部 九五〇 九二五 九六五 (大正一四) (令和二) 教員・学生数の推移(一九五〇~二〇二〇年度) (昭和四〇) (昭和二五) 年度新制法学部設置科目 年度法学部専門科目 年度法文学部学科課程………… 年度設置科目 覧 107 106 104 101 113 115 101 99

法学部創設百周年記念プロジェクトメンバー133	あとがき		二〇二〇年度の法学部専任教員(四月時点)128	法学部設立時の専任教員128	【資料7】専任教員128	【資料6】本学法学部等出身の主な大学教員・研究者等123	新司法試験合格者数122	旧司法試験合格者数121	【資料5】司法試験合格者数	【資料4】法学部生の就職(内定)状況(二○○五~二○一九年度)18	e. 法学部卒業生数(新制大学:一九五一~二○一九年) 117	d.速成科卒業生数116	c.東京仏学校卒業生数116	b.学部卒業生数(旧制大学)························116	a · 卒業生数(第一回~専門学校令)15
-------------------------	------	--	-------------------------	----------------	--------------	------------------------------	--------------	--------------	---------------	-----------------------------------	---------------------------------	--------------	----------------	---	-----------------------

設一四○周年でもありました。卒業なさった校友のみなさま、および、教鞭をとられた諸先輩方ととも 設立の母体となった東京法学社(一八八〇年創設)にその起源を求めるならば、 法政大学法学部は、二〇二〇年に学部創設百周年を迎えました。法学部の前身である東京法学校の 来し方の百年を寿ぐことをお許しください。 法学部は、

での実施を断念し、代替策として、本記念誌を刊行することとしました。 法学部では、昨年九月に百周年記念のシンポジウムを開催する予定でおりましたが、 コロナ禍のなか

たしかです。言祝ぐべきは、百年の時ではなく、理念を生きた人びとを法学部が持ちえたということで げた理念の普遍性を受けとめ、学生と教員とがその体験を批判的に乗り越える営みを重ねてきたことも う建学者たちの思いが、腕力のまえに沈黙させられた体験をしています。しかし、戦後の法学部が、掲 ます。そうして、その実現に向けた不断の努力なしには、現実に受肉化されることがない観念です。 す。「自由」と「進歩」は、いずれも、開学時の時代の思潮の反映でしょうが、普遍的な観念でもあ 法学部創設の理念として掲げられている「自由と進歩」にたいするわれわれ教員の責務の重さでありま 本誌に編まれた法学部の来歴を読んで、あらためて認識せざるをえないのは、 法学部は、 時流に抗することなく時代に呑み込まれた時期もありました。「腕力世界から法律世界へ」とい 創設以来、つねに「自由と進歩」という理念に導かれた歩みを進めてきたわけではありま 法政大学の建学および

す。

によって人間社会を維持・発展させることをその存在理由としている法学部は、「自由」と「進歩」と 未来へと投企することを意味します。しかし、言葉や理念への信頼が失われている現在にあって、言葉 生きてみることで紡がれていきます。それは、過去を志向するということでなく、過去と対話しながら 伝統は、そのような先人たちの行動を追体験すること、すなわち、かれらが生きたようにわ れわ

いう理念を社会の駆動力にしていくためには、困難な課題を負わされているといえます。

なりません。 念の内容を豊かにしていくこと。百周年は、 達成されていた経験をもっています。その経験を受け継ぎながら、創設の理念を実践し、実践しつつ理 性を保証しようとしてきたことを教えてくれます。法学部は、校歌にある「つどい結べり」がたしかに が相互に異質であることを主張・承認しつつ学部の一体性を保ち、そのような環境で学生の学びの自律 史は、各学科が、各教員が、学部の同質性を所与とし、それを強いることによってではなく、それぞれ 検問なしには通過できません。その営みが継受されているのか、各人は問われ応答しなければ われわれには活用できる資産があります。本誌をとおして浮かび上がってくる法学部 到達点ではありません。その営みの通過点です。いうまで

授には、厚く御礼申し上げます。 員会を主導してくださるとともに、 の歴史を考察していただいた石川健治東京大学教授、 巻頭を飾る玉稿をお寄せいただいた田中優子総長、座談会で法学部の政治学・基礎法学 法律学科の歩みを辿る論攷をお書きいただいた金子征史本学名誉教 飯田泰三本学部名誉教授、また、記念事業企画委

末尾ながら、

法政大学法学部長 中 野 勝 郎

法政大学の根幹は法学部であった

す。その当時は「学部」ではなかったものの、本学の基盤および根幹は法学であった、ということがで きるようになった歴史はさらに古く、「東京法学社」という学校が一八八〇年に設立されたときからで の財団法人・法政大学となった時からの百周年です。しかしながら、本学において法学を学ぶことがで り私たちの知っている学校法人・法政大学となりましたが、さらに遡って一九二〇年、 法学部創設百周年、まことにおめでとうございます。戦後、学校教育法が整えられ、 百周年とは、こ 私立学校法によ

法局を独立させて東京法学校を設立したのです。 われていたと言われます。こうして「東京法学社」が設立され、その一年後、薩埵が法学社のなかの講 律家元田直が設立した「法律学舎」で学びました。そこでは、薩埵の師であるボアソナードの講和が行 す。彼らはいずれも江戸時代に生まれ育ちました。杵築藩(現在の大分県杵築市) た伊藤・金丸は藩校と私塾で教育を受けました。彼らは東京に出てから、一八七五年に杵築藩出身の法 ご承知のように、法政大学の創立者は三人の二○代の若者たちでした。薩埵正邦、伊藤修、 の武士の家に生まれ 金丸鐵で

いた東京法学社が講法局を発展させて東京法学校になったのは、この改正があったからです。 された年でもあり、代言人(弁護士)規則の抜本的改正もおこなわれました。 が結成された年です。ボアソナードが中心となった日本最初の近代法典「刑法及び治罪法」 八八〇年という年は自由民権運動の高揚期であり、 国会開設運動の中心的結社である「国会期 講法局と代言局を持って が公布

るために、多くの人が議論し沸き立っている、そういう時代が見えてきます。 創設した森有礼や慶應義塾を作った福沢諭吉らと結成していた結社が「明六社」です。新しい社会を作 す。そしてフランス革命を本格的に論じた最初の歴史書を書いたのです。この箕作麟祥が、 たる外国奉行の翻訳御用のリーダーとしてフランスに渡り、やがて「和仏法律学校」の校長となりま した。その初代校長は箕作麟祥 さらにその後、一八八九年に「和仏法律学校」となり、ボアソナード博士はここで教鞭をとってい (みつくり・りんしょう/あきよし) という人物でした。今の外務省にあ 橋大学を

学、文学、社会学など様々な学問領域を研究する、名実ともに正式な大学へと昇格した、というわけで ました。その後、 代中国の始まりにつながりました。 の一九〇四年には、 していました。一八九九年には校長となり、一九○三年に専門学校令によって学校名を法政大学と改 年のことでした。梅は日本民法の編纂をおこない要職を次々と歴任しながら、法政大学の運営に従 フランスに留学していた梅謙次郎が帰国し和仏法律学校で教鞭をとるようになったのは、 予科、大学部、 一九二〇年に法政大学は大学令による認可を受け、法律学、政治学のみならず、経済 専門部、 清国留学生法政速成科を開講し、多くの中国人留学生を迎え入れました。これが近 高等研究科を設置した時には総理、つまり後の総長に就任しました。 梅謙次郎は韓国政府の法律顧問となり一九一○年、ソウルで他界し 八

す。

祝い申し上げます。 な役割を果たしたことがわかります。その歴史の中に盤石な拠点を築いた法学部の百周年に、改めてお 以上のような歴史をたどると、近代社会を作り上げていく過程で、多くの法律家が教育の面でも重要

法政大学総長 田中優子

祝辞

創立者 薩埵正邦の時代 東京法学社から和仏法律学校

◉法政大学の創成期と薩埵正邦

学発祥の地)。開校直前の東京日々新聞に掲載された広告によれば、「今般法学教師四名を聘シ、 法政大学は、一八八〇 (明治一三) 年四月、 神田駿河台に東京法学社として創立された(資料①法政大 来ル九

法局と弁護実務や代言人養成を行う代言局の二つの部歳)の三人である。創立当初は法律専門教育を行う講薩埵正邦(二四歳)、金丸鐵(二八歳)、伊藤修(二五東京法学社の創立者は、いずれも二○歳代の若者、



資料①法政大学発祥の地



伊藤修(25歳)

の発展はのぞめなかったといってよい。

うに必ずしも生い立ちが裕福でも高学歴でもなかったノンエリー

の無名の青年である薩埵正邦の活躍なくしては、その後の本学

を主幹として切り盛りしていたのは薩埵正邦である。

後で見るよ

年に和仏法律学校に改称されるまでの一〇年弱の間、



金丸鐵(28歳)

事に転身して実務の世界で活躍することとなり、

結局、私立法律

とになる。残った金丸と伊藤はその後弁護士・地方議会議員や判

法局が独立して、薩埵を主幹とした東京法学校に生まれ変わるこ

京法学社の代言局も閉鎖を余儀なくされ、

創立後わずか一年で講



薩埵正邦(24歳)

ところが、創立直後に、

明治政府によって当時の自由民権運

の担い手であった代言人を統制するために代言人規則が改正

私立の代言社が全て禁じられることになった。その結果、

れ、

資料②東京法学社の創立者

ことが多いが、東京法学校として再出発してから一八八九 博士と後の和仏法律学校長である梅謙次郎博士が脚光を浴びる であった。 学校として再出発した本学を一手に支えたのは最年少の薩埵正邦 これまで法政大学の創成期については、なにかとボアソナード (明治

局から構成され、 いた(資料②東京法学社の創立者)。 主に前者は薩埵 が、 後者は金丸と伊藤が担 って

●薩埵正邦の建学の精神

旨」にみてとることができる。すなわち、 人々に提供しようとした東京法学社の建学の精神は、簡潔ではあるが次の薩埵の「東京法学社開校 材を育成する、とくにボアソナード博士の教えの下に自然法思想にもとづく近代法を学ぶ機会を市 がまだ収束をみていない時期である。そうした時代にあって、近代国家を支える市民意識を持 明治維新以後、 自由民権運動が高揚する中で国家の統治体制のあり方をめぐって政治的混乱 東京法学社創立の目的は、 井の た人 ノ趣

我同胞兄弟ヲシテ権理義務ノ何タルヲ弁識シ、且皇国ノ法典ヲ熟知セシメ、以テ明治ノ文明ヲ稗補

ラ之ヲ講究シ其理ヲ覚ル」こと

セム」こと

「人民平等ノ原則」と「自由労力ハ富ノ基礎ナリトノ原則」が「人ノ行為ノ規則」であり、「人々ノ自

にあるとされている

則を学び理解する人材を育成することが目的とされており、 近代市民社会に移行する日本において、人民平等の原則と自由労働を財産権の基礎とするという人の らではの意気軒昂たる精神がみなぎっている。また、後者では、天皇統治制の下とはいえ封建社会から することが新たな日本文明の発展の一助となるという、新しい日本社会の建設の礎たらんとする若者な を得なかった市井の人々に私立法律学校として権利義務と法律を学ぶ機会を与え、そうした人材を育成 前者においては、 明治維新以後、 自由民権の気運が高まる近代日本社会の開花期にあって、官学に志 自由と平等をもって近代国家として産声を

上げたばかりの日本社会の原則とする、 一の建学の精神が今日の本学の気風や精神とされる「自由と進歩」の基礎となったことはいうまでな という開明的な建学の精神を読み取ることができる。こうした

することができる 前の予科科目として「仏蘭西学講義」という仏蘭西教養科目を毎日教授していたことからもそれを推測 法学校のカリキュラムを見ると、「日本刑法」や「仏国民法」という法律専門科目だけではなく、その ろうか。草の根における法律学の普及、啓蒙による市民の育成こそが薩埵の念願であった。 不可欠な近代市民法の権利義務を自覚した人々を広く育成するという大いなる気概があったのではなか の建学の精神には、そうした実務家の養成にとどまらず、新しい日本社会を建設・発展させる上で必要 に民法典の起草作業が始まって、近代法治国家としての法制度の整備が急速に進められていた時期であ もちろん、そればかりではなく、ボアソナード博士の原案にもとづき刑法や治罪法が公布され、さら それらの法制度の運用にあたる法曹人の養成が急務であったことは確かである。しかし、 実際、

●ボアソナード博士の無報酬の講義と薩埵の奮闘

となった堀田正忠、それと東京大学法学部出身の代言人の大原鎌三郎である。ボアソナード博士も、東 でボアソナード博士の教えを受けた司法省検事の橋本胖三郎、ボアソナードの書生兼通訳で大審院検事 ナード博士の教えを受けた四人の教師によって行われていた。薩埵のほかに、 先の新聞広告にあったように、東京法学社講法局や東京法学校の法律専門教育は、 司法省法学校 当初は主にボアソ (明法寮

京法学校から和仏法律学校にかけて、とくに一八八三(明治一六)年からは東京法学校の教頭として、 京法学校で教鞭をとったが、明治政府から政府お雇いの法律顧問として厚遇を受けていたとはいえ、東

を講堂を中心とした教室、 手狭な校舎から神田小川町の煉瓦造りの旧観工場の跡を買い取って改装した校舎に移転した。その半分 獅子奮迅の活躍をする。 にしていたとされる。まさに本学校歌の一節「よき師よき友つどひ結べり」を実践していたといってよ 一二年もの間 他方、「主幹」 無報酬で講義を行っていたことは驚愕に値する(資料③ボアソナード博士の写真)。 薩埵正邦は、唯一の専任教員として講義を行ったほかに、東京法学校の経営者として 一八八四 残り半分を教務室や食堂・寄宿舎とし、そこで薩埵も教え子たちと起居を共 (明治一七) 年には、ボアソナード博士からの一部金銭支援もあって、



資料③ボアソナード博士

また、薩埵は、経営者としての才覚も存分に発揮した。主幹として一覚も存分に発揮した。主幹として一切の校務を司りながら、一八八六切の校務を司りながら、一八八六切の校務を司りながら、一八八六時末校的性格を持つ地方法律学校の分校を満たで、法律を学ぶことを希望する地方で、法律を学ぶことを希望する地方で、法律を学ぶことを希望する地方

の青年のニーズに応える事業を展開

会を掲載した『法律雑誌』などを発行する時習社の経営に乗り出すなどして、八面六臂の活躍をしてい している。さらには法律学を国民の中に広く普及させることを目的として、東京法学校の講義録

●ノンエリートの名もなき青年へのボアソナード博士の厚意

その厚意を受けることになったのであろうか(資料④レオン・デュリーと教え子達の記念写真 それでは、法政大学の創世期を支えた薩埵正邦とはどのような人物でなぜボアソナード博士と出会い

学を学んだ。ところが、一八七五(明治八)年に同校が廃校となったことから、 転じて民法編纂局御用掛りを兼務するようになったとされる。 めてボアソナード博士と出会って教えを受け、その推挙により一八七九(明治一二)年に司法省雇いに た。その後、一八七八年(明治一一年)に桜井の推薦を受けて非常勤の内務省雇いとなり、そこではじ 学校にも通わず、元老院議官の住込みの学僕として生活しながら、デュリーの個人教授でフランス普通 校(後の東京大学)に赴任するのを追って東京に移ることとなった。しかし、学資がないためにどこの に育てられた。その後、一五歳で京都仏学校に入学し、レオン・デュリーの指導の下に二年半の間仏語 (教養)学を学ぶとともに、内務省官僚桜井能監が主宰する仏国民法研究会に参加して勉学を重ねてい 薩埵は、一八五六年五月に京都の石門心学者の長子として生まれたが、七歳で両親を失った後は祖! デュリーが東京開成学

元田直の主宰する代言社兼法律学校である法律学舎にも出入りしており、そこで志を同じにする金丸 同じ頃、 薩埵は、 金丸や伊藤と同郷の杵築藩(大分)出身で東京代言人組合の初代会長である

立するにいたったとされている。伊藤と出会い、意気投合して東京法学社を設

然法思想にもとづく近代法を学ぶ機会を市井 ボアソナード博士が、 創設を働きかけたとの説もあるが)。 償で講義を行ったのであろうか(むしろボア うと奮闘していた時期に、 ればかりか、 ない一青年に対して個人教授をし、 ド博士と出会ったとしても、 に応えようとしたであろうことは想像に難く の人々に提供しようとする薩埵の熱意と気概 ソナード博士が薩埵らの教え子に東京法学校の すだけでなく一二年間もの長期にわたって無 京法学校の主幹として本学を維持発展させよ いに推挙するなど生活の面倒をみたのか。 とはいえ、東京大学や司法省法学校出 なぜ薩埵正邦という貧しく学歴も名も 前述した経緯で薩埵がボ 薩埵が東京法学社を創立し、 師 の教えにしたが 教頭として名を貸 ボアソナー もとより、 司法省雇 ・アソ い自 · ド 博 チー 東 そ



資料④レオン・デュリーと教え子達の記念写真、後列右から二人目が薩埵正邦 (出典『稲畑勝太郎君傳』)

脳明晰さを評価していたとしても、それだけで直ちに納得することは難しい。 東京大学教授で日本民法の起草者の一人である富井政章とトップの成績を争っていた、という薩埵の頭 る薩埵の人柄や、年少の頃から記憶力に優れて近隣の人をして神童と言わしめ、京都仏学校時代は後の のはなぜだろうか。「体ハ小ニ気大ナリ、性酒ヲ好ミ頗ル磊落ノ風」であったとされる誰からも愛され 身のエリートでなく、二〇代の無名の若者にすぎない薩埵が創立した私立学校に尋常でない肩入れした

にフランスに一時帰国する際に、私立法律学校中もっとも親愛するのは東京法学校であり、 がなかったら今日の東京法学校の盛上を見ることはできなかったと謝辞を述べている。 父が晩年になって正式な婚姻届をしてからはじめてボアソナードの性を名乗るようになった自分と、小 ク・ブトリィとの間の私生児として生まれ、苦学の末にパリ大学教授(アグレジェ)までになったが フォンタラビィ二世と、貧しい馬車引きの娘で父の家の家政婦であったマリーローズ・アンジェリッ けっして荒唐無稽な話ではないであろう。貴族出身の高名なギリシャ学者であるボアソナード・ドゥ この点については、ボアソナード博士が薩埵の生い立ちに自分を重ねていたからだ、と推測しても 薩埵に厚意を寄せていたのではあるまいか。実際、ボアソナード博士は、一八八八(明治二一)年 . 頃に両親を失い貧しいながらも正規の学歴を踏まず苦学したという薩埵の生い立ちを重ねて、終 薩埵の尽力

◉薩埵の退場と和仏法律学校の発足

た。しかし、一八八六(明治一九)年の帝国大学令と私立法律学校特別監督条規により、帝国大学総長 このような薩埵の奮闘により、東京法学校は経営の厳しさを抱えながらもめざましい躍進をみせてい

ことが難しかったからである。 て認可申請を行うに及んで薩埵の居場所がなくなり、 長」による認可申請が義務づけられ、東大卒の司法省刑事局長である河津祐之が学校長 受けていない司法省法学校第二期生や東京大学法学部出身者に入れ替わり、こうした学位を持っ 東京法学校は急速に遠のいていくことになる。 の監督の下に私立法律学校が置かれて国家統制が強化されるにつれて、 のは薩埵だけとなった。そして、一八八八(明治二一)年の特別認可学校規則の制定により、 特別認可申請を行うことができなかったし、 折しも、 ついに主幹を辞任することになる。「主幹」の肩 東京法学校の教員陣も、 正規の学歴のない薩埵では「学校長」を名乗る 正規の学歴がない薩埵 ボアソナード (嘱託) の教えを の手から となっ てい 「学校

普及していないことや法学校卒業生のほとんどがエリート司法官になって自分の思い描いた人材が育っ 仏学校との合併話が進んでおり、 ていないことを知って大いに落胆したと言われる。さらに、 どを行いながら、 その直後、 薩埵は、 それまで取り組んできた法律学の普及の実際を見聞したが、 傷心を癒やすかのように東北漫遊の旅に出かけ、 薩埵の居場所はますますなくなってい 当時、 薩埵がほとんど関与しないまま東京 青森、 地方の人々に法学知識 山形などの各地で講 演

博士が学監 和仏法律学校に生まれ変わるとともに、一八九○(明治二三)年には薩埵と入れ替わるように梅謙次郎 (後の京都大学) そうした中で薩埵は、 (後に校長)に就任して、本学は新たな時代を迎えることになったのである。 の教授に転身することとなった。そして、 ついに一八九〇 (明治二三) 年に東京法学校を退職し、 前年に東京法学校は、 東京仏学校と合併 京都第三高等中学校

◎薩埵正邦の遺産

と受け継がれている。法学部創設百周年を迎えるにあたり、われわれは、薩埵正邦がリベラルでプログ 薩埵のこうした熱い思いは、今日の法政大学の精神とされる「自由と進歩」や「進取の気風」に脈々 会の担い手となる市民を育てるという薩埵の建学の精神やその実現を夢みたノンエリートの若者の願 かった。市井の人々に私立法律学校として権利義務と法律を学ぶ機会を与え、自由で平等な近代日本社 京法学校は、ボアソナード博士の厚い支援を得て奮闘した「主幹」薩埵正邦の存在なくして発展しえな レッシブな法政大学の偉大な創立者であることをあらためて確認すべきであろう。 これまで述べてきたように、法政大学の始まりである東京法学社、特にその翌年に再スタートした東 国家による私立法律学校の統制強化を帰因としてわずか一○年で挫折を余儀なくされる。しかし、

- ◆なお、本文は、市ヶ谷リベラルアーツ科目「大学を知ろう〈法政学〉への招待」の筆者の担当回である 民社会の開明とノンエリートの夢」という授業の内容の一部を要約したものであり、 主に以下の文献
- 松尾章一「薩埵正邦小伝(一)、(二)」『社會勞働研究』一四巻一号(一九六七年)、一四巻三号(一九六八
- 法政大学百年史編纂委員会『法政大学百年史』(一九八〇年
- ・法政大学史資料委員会『法律学の夜明けと法政大学』(一九九二年)

ワーキングペーパー』No. 48(二〇〇七年) 岡孝「教育者・学校経営者としての薩埵正邦」『法政大学イノベーション・マネジメント研究センター

村上一博「ボアソナードと三兄弟」大学史紀要二五号(二〇一九年)

(法政大学教授

浜村 彰

法学部百年の歴史と人(法律学科編

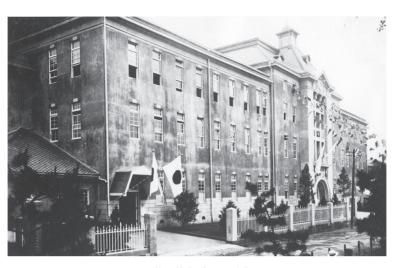
[Ⅰ] 法律学科百年の歩み

1 はじめに

わが国近代社会の進展のなかで、有為の人材を世に送り出し、今日ではわが国有数の私立大学法学部の (二〇二〇年) は百周年にあたる。わが国最初の私立法律学校・東京法学社に源を発する本学法学部は 四〇〇〇平方メートルの新校舎(第一校舎)を建て(次頁写真参照)、開学(授業開始)した。爾来、今年 部とともに設置された。翌一九二一年四月、麹町区富士見四丁目の現在地に、木造モルタル三階建約 法政大学法学部は、一九二〇年四月一五日、大学令による財団法人法政大学の認可を受け、経済学

る教授や卒業生の数名を取り上げ、ひとつの法学部史を記すこととする。これまで大学では一定の周 本稿では、本学法学部の創設以来百年にわたる歴史を特徴的に振り返った上で、法律学科 の特色あ

中核として羽ばたいている。



旧第一校舎(1921年)

学の正史が作成されていないので、主として学務部

に残されている資料を参照している。学務部の資料

ている。なお、二〇〇〇年以降については、まだ大

料・体育会活動史・索引を記した別冊が添付されてい

『戦後五〇年』と略称)

の三冊を主として参照し

後五〇年』(二〇〇四年三月三〇日発行で、年表・資

一二月一日発行、『百年史』と略称)、『法政大学と戦『八十年史』と略称)、『法政大学百年史』(一九八〇年

2 法学部の創設

部を除き本年開設されたHOSEIミュージアムよ

謝意を表したい。また、本稿に掲載した写真は、一部所属の管理職、一般職員の手を煩わせた。ここに収集に関しては、近藤清之常務理事をはじめ、学務

り提供されたものである。

(1) 創設時期について

本稿で

年に合わせてその都度、年史を出している。

『法政大学八十年史』(一九六一年八月一日発行)

といわれる梅謙次郎が就任した。 歯科病院となっている。明治大学駿河台校舎の表通りを挟んだ向かい側に千代田区の史跡看板が立っている 「和仏法律学校」と改称して、一九○三年の専門学校令により「財団法人和仏法律学校法政大学」とな 予科、大学部 八八〇年に、在野の法律家・金丸鉄、伊藤修、 わが国最初の私立法律学校である夜間の「東京法学社」 専門部、高等研究科を設置した。初代総理 薩埵正邦らによって神田駿河台の地 が設立された。その後、「東京法学校」、 (現在の総長) には、 わが国「民法の父」 (現在日本大学

1 七)年、政府による「大学令」が公布され、それに基づく大学の認可をまたなければならなかった。(注 こうした系譜をたどった法政大学が、正式に大学法学部を名乗ることができたのは、一九一八(大正

一九二〇年ということになり、そこから数えて二〇二〇年が創設百周年となる。(注2) 経済および商業学科を置いた経済学部とともに設置されたのである。したがって、法学部の創設は、 よる「財団法人法政大学」が認可された。これにより法律および政治の両学科を擁したわが法学部は 九一九年一〇月七日、本学は、 法政大学設置認可申請をし、 翌一九二〇年四月一五日に大学令に

(注1)明治以来わが国では、一九八六年の帝国大学令による官立の帝国大学以外は公式に大学としての存 該当するものは官学に限らず、公立 教育の大幅な拡充を計ろうとして大学令を公布し、大学は原則として法学、医学、工学、文学、理学 在を認められていなかった。しかし、第一次世界大戦を転機とした社会情勢の変化に鑑み、 経済学および商学の八学部のうちのいくつかをもって構成すべきものとした。したがってこれに (都道府県に限る) および私立 (財団法人に限る) にも大学を公式 政府は大学

に認めることになった。『八十年史』二四八頁。

(注2) この大学令により、 同志社、東京慈恵会医科が同時に認可された。それというのも当時の私立大学は規模も小さく経営基盤 も脆弱であり、大学としての組織の整備と内容の充実に相当の準備が必要であったからに他ならない た。私立では、大学令公布から一年半以上経て、 官立では東京商科大学、 法政のほか慶応、 公立では愛知医科大学、 早稲田、 京都府立医科大学が認可され 明治、中央、日本、 国学院

『八十年史』二四九頁

人材を集めることができ、一種独得の自由な雰囲気の教授会を作り上げた。(注1)(注2) 学風」と「進取の気象」の精神を受け継ぐ人的関係のゆえに、本学は当時としては、リベラルな多くの 動によって民衆に倒された寺内正毅内閣の司法大臣という経歴の持ち主であったが、司法省法律学校 の誕生には、 れた。そして、各学部に教授会が誕生し、科目編成や人事を教授会で決定する体制がとられた。 兼務による講師が講義を担当するシステムを改め、専任教授を中心に置き、講師を配する形に改めら 教授は置かず、東京帝国大学教授などの兼任講師、 (東大法学部の前進) 時代の恩師であったボアソナードなどの影響を受けた法律学者で、大学予科長の野 創設時の法学部教授は六名である。従来の専門学校令による法政大学の全教員講師制、 教授会の決定や教員の学問や思想に対しほとんど干渉しなかった。このため、建学以来の 松室到学長は、大審院検事総長であり、ロシア革命に干渉するためのシベリア出兵を強行し、 郎を深く信頼していた。したがって、教員の人事をはじめ教授内容について全面的に野 創設時のスタッフ 松室到学長とその意向を受けた大学予科長の野上豊一郎の存在が大きかったと言われてい 裁判所判事、検察官、弁護士といった法曹三者の つまり、 上に 自由 一任

師寺志光が就任した。(注3) 護士)の六名であり、全員が三○歳を超えたばかりの少壮であった。このなかから初代学科主任には薬 護士)、服部平六 (刑法、 仏法、判事)、薬師寺伝兵衛 てきたといってよい。 由と進歩」の学風は、法学部創設においてもそのまま引き継がれ、「リベラル法政」の伝統が継承され 東京法学社以来、ボアソナードにより培われてきたフランス自然法的な近代法の基本理念である「自 創設時の教授陣をみると、野村信孝(憲法、行政法、法制局参事官)、島保(民法) 判事)、佐藤竜馬 (後に志光に改名したため以下薬師寺志光と表記。民法、 (英法、判事)、細川潤一郎 (商法、 民事訴訟法、 独法、判事を辞して弁 判事から後弁

(注1) 松室学長については たと、谷川徹三元総長によっても評されている。『百年史』二〇五頁 「明治の精神をしっかりと身につけた、背骨を持っていた立派な人物」であ

(注2)なお、松室の孫にあたる安藤良雄東京大学名誉教授による思い出文が残されているが、その中で、 在でもそういった傾向が強いようである」(安藤「私の学問遍歴1」『書窓』二六号参照)と述べている。 『百年史』二〇五頁、二〇六頁 したが、これは戦前の私立大学としては比較的珍しい例ではなかったかと思う。そしてこの大学は、現 (法政)大学学長としてもマルクス経済学者を含む進歩的ないしリベラルな学者を教授に迎えることを

(注3) 『百年史』三九七頁、三九八頁。

(3) 創設時の設置科目と講座担当者

学や他大学の教授の兼務、 法学部の開 学、 つまり授業開始は、一九二一年四 裁判官、 官吏の夜間出向という講師制度から専任教員を中軸とする教員組織 月である。 前述したように教員の組織構成が帝

へと変化したこともあり、授業形態は原則として昼間授業となった。

学(1)、破産法(1)、刑事政策(1)、社会学(1)、社会問題(1)、財政学(1)、統計学(1)で 法(各6、 商法(5)、民事訴訟法 創設時の法学部開講科目は、【必修科目】として、憲法(1)、行政法(2)、刑法(2)、民法(8)、 内1種選択)、経済原論(1)であり、【選択科目】は、法制史(1)、羅馬法(1)、法理 (4)、刑事訴訟法(1)、国際公法(2)、国際私法(1)、英法·独法·仏

されているものである。したがって正確に言えば、この一覧は大正一一年度に関するものと考えられて の講座数が少なく、教授も少人数であり、創設当時の法学部が法律学科中心であったことが窺われる。 ている。ちなみに「政治学科」では三名の教授が担当しているだけであり、法律学科に比べて政治学科 については法学部法律学科の科目表から欠落していたのかとも考えられるとされている。(注1) うち羅馬法、法理学、統計学がなく、労働法制と国法学が加わっている。『百年史』では、この二科目 〜七六頁に掲載されているので参照されたいが、「法学部教授及講座」は二四名の教授、講師で担当し なお、以上の一覧は、一九二三(大正一二)年一月学生会発行『法政』創刊号の「学部消息」に所収 創設時の法学部開講科目の担当教員については、『法政大学一覧』(自大正十四年至大正十五年)七二頁 なお、専門部法律学科では、上記の法律学科の必修科目のうち英法・独法・仏法がなく、 選択科目の

(注1)『百年史』四〇一頁、四〇二頁。なお、労働法制については、一九二五(大正一四) 節専門部第八条に各科の学科課程の一覧が記載されているが、法律科及び政治科では、 本文記載のよう 年の学則

ないが興味深い。 月以降であるから、 に選択科目として規定されている。政治経済科では「労働法」という学科目で選択科目に加えられてい わが国で欧米先進諸国にあるような近代的「労働法」が成立するのは一九四五 当時講義された労働法制ないし労働法がどのような内容のものであったかは定かで (昭和二〇)

(注2)『百年史』四〇〇頁

(4) 創設時の学生

①学生数について

には定員を満たすことなく、少人数の学生によってスタートした。在学生の実数を確認する指数とし 立願」のなかで、法学部六○○名(法律学科、政治学科ともに三○○名づつ)とされている。 学生定員については、一九一九年一〇月七日、文部大臣に提出された認可申請、 つまり「法政大学設 しかし実際

卒業生をみても、東京法学校時代は、一八八五年九月の第一回卒業生数が八名、第二回が一名、 四名、経済学部で一七名、大学全体で二一名となっている。元来、前身の東京法学校、和仏法律学校の 業生数が明記されている。これによると、一九二三年三月卒業生数が最初のものであるが、 の「法政大学現況・沿革一覧」がそれである。そこには、一九二三年三月から一九五一年三月までの卒 て、卒業生数をみてみる。 二月卒業生が二八名で、以下、一九二二年三月まで三三年間の累計でも一五六七名であり、 八八九年七月までの累計で一八二名と少数である。また、 大学令による旧制大学時代の卒業生数については、『百年史』に記録が残されている。『百年史』 和仏法律学校時代になっても、一八八九年 本学の学

生数は概して少なく、学校の規模が小規模であることを示している。(注1)

六○○名ほどの卒業生が出ている。 となり、一九四三年の太平洋戦争激化に至るまで、文学部、経済学部と合わせて毎年四〇〇名前後から く。一九二七年三月に八九名の卒業生を出してから、法学部では毎年ほぼ一○○名を超える卒業生数 一七名、一九二六年一名と学生数の少ない状態が続いたが、昭和に入ると卒業生の数が急増 大学令による法学部も創設当初は、 前述のごとく、一九二三年四名、一九二四年五名、一九二五年

たという。(注2) 昭和の時代に入ると、本学法学部への中華民国の留学生がとみに増加し、法学部の留学生はよく勉強し 送り出し、以後、一九〇八年六月まで、 なお、本学は一九○四年に清国留学生のため「速成科」を設け、一九○五年六月に六七名の卒業生を 累計一一三四名の清国留学生の教育をしてきた歴史を有する。

(注2)『百年史』四〇九頁。(注1)『百年史』一三一頁以下。

(2)授業料、授業形態など

四月至七月)二〇円、第二期(自九月至一二月)二〇円、第三期(自一月至三月)一五円に分けて前納さ という形で前納する方法をとっていた。また、予科学生は一学年五五円で、 円とされている。(注1)しかし、正式に大学として再出発した本学の授業料は、 法政大学設立願」によると、別表1で、予科授業料年額五〇円、学部授業料五五円、予科入学金五 第一期 (自四月至七月) 二五円、第二期(自九月至一二月) 二〇円、第三期 学部と同じく、 (自一月至三月) 二〇円 学部学生一学年六五 一期

せた。(注2)

間 し、その開始時期について若干の議論があるものの、少なくとも大学令に基づく法政大学創設以降は昼 の予科は創設以来昼間授業を行ったが、大学部は専門部と合併共通の夜間授業として発足した。しか 法政大学」となり、 1の授業形態が中心となった。(注3) 前述したように、本学は、一九〇三年の専門学校令により一九〇三年八月に「財団法人和仏法律学校 予科、大学部、 専門部等を置く学校(専門学校)としての設立認可を受けた。本学

(注1)『百年史』二〇〇頁

(注2) 『百年史』二〇三頁。

(注3) 大学部が一九二○年の大学令に基づく法政大学の創設時まで夜間授業であったかどうかについては、 じまっていたとしている 間授業が始まったとみられる」(三九二頁)として、大学令に基づく法政大学創設二年前に昼間授業がは しているが、『百年史』では、その後の資料を精査して、「大正七年(一九一八年)からは後まで続く昼 『八十年史』では「この時を境にしてその教育組織の重点を夜間から昼間に移した」(二五五頁)と記載

(5)大正から昭和にかけての教授陣の変遷

に法学部主任兼専門部第一部主任 九二三年からドイツ、フランス、イギリスに長期留学していた薬師寺が一九二七年に帰国し、 (学部長)に就任した。(注1)

開講され、また、一九二九年の授業時間表によれば、行政法、商法、 昭和期に入ると学生数も増え、開設時に学則のみにあった破産法、 刑法、民事訴訟法などの一部分と 羅馬法、 国法学、 国家学が 実際に

ようになった。そのため教授の人数も増加し、東京帝国大学など帝国大学出身者を中心に多くの著名教 国際公法、法制史、 破産法、 国家学などについては学部と専門部第一部での授業が別に行われる

倒的多数を占めていた。(注3) 戦前の法学部教授陣をみると、大審院長、検事総長、司法大臣などになった司法界の大物、 中堅が圧

授が着任した。(注2)

学)、小斎甚治郎(刑事訴訟法)、一九三九年には佐瀬昌三(刑法)が教授に就任している。 卒業した児玉正勝 こうした時代に、法政大学出身者も何人か法学部教授に就任している。一九二一年に本学旧大学部を (商法) が助教授(一九二九年に教授)に就任した。一九三八年には、水谷吉蔵

(注1)正式には、学部長制、専門部長制は一九三一年三月から採用されることとなるため、この段階では 「法学部主任」が事実上の学部長ということになる。『百年史』四〇三頁。

(注2) 昭和に入ってからの教授陣をみると、一九二七年、都富佃 (憲法)、堀真琴 (政治学)、佐々木良 野英一(刑法)、三瀦信三(民事訴訟法)が、一九三四年には、池田寅二郎(民法)、鈴木義男(刑法 奥野健一 (民法)、関宏二郎 年には、木村亀二(刑法)が、一九三三年には、筧克彦(憲法)、本間喜一(商法)、大森耕太 法)、木村直達 (商法)、横井二郎 (社会政策)、長島毅 一九三五年には、 太田耕造 (刑法)、岩松三郎 (民事訴訟法)、佐藤藤佐 (憲法)、水谷吉蔵 (英語政治学)が教授となった。一九二八年には、岡村玄治(破産法)が、 沢田竹治郎 (民法、 (民法)、小林俊三(民法)、泉二新熊(刑法)、藤井新一(政治学)、牧 民事訴訟法)、 (行政法)、原彪之助 (政治学)、 細川亀市 小斎甚次郎 (後に彪、政治学)が、一九三六年には、星野辰 (法制史) が、一九三七年には、 (刑法)、岩村通世 (刑事訴訟法) が、 (刑法) が、一九三八年 一九三九年には、 野村淳治 (民法)、

乓 春以降は授業がほとんど行われず、 九四五年には、 九四一年には、 堀内信之助、 佐治謙譲、 正木亮 赤木暁 (刑法) が教授になっている。その後、 (商法)、佐瀬昌三 (刑法) 加藤晃(商法)、梶村敏樹(民法)なども教授となっているが、 記録もなく、教授としての活動は明らかではない。 が、一九四〇年には、小泉英一 (刑法)、 戦局が進むなか、一九四四年に藤崎実 九四四年 辻朔

郎

3 敗戦前後の法学部

(注3)『百年史』四〇七頁。

(1)日中戦争・第二次世界大戦(「太平洋戦争」)下における法学部

の二・二六事件などを契機に、わが国は日中戦争に突き進み、本学の上にも深い影を落とすことになっ てきた法学部であった。しかし、一九三一年の満州事変、翌年の上海事変、五・一五事件、一九三六年 東京帝国大学出身の司法界の大物、中堅が圧倒的多数を占めた教授陣による質の高い授業の下で推移し 昭和に入ってからの法学部の卒業生は、 前述したように、 毎年ほぼ一〇〇名を超えて誕生している。

持つことになった。 内賀久治は、一九三四年本学相談役、一九三七年理事、 こうした時期に、 (注 1 元陸軍軍人、 本学の前身である和仏法律学校夜間部卒業で弁護士、 常務理事となり、本学の経営に大きな関わりを 国本社幹部 の竹

りでもあった。翌一九四三年三月四日、 九四二年六月一八日、 竹内は、 校友初の学長に就任した。 竹内は、 校友初の総長に就任した。 それは本学が軍部に迎合する体 竹内総長の体制下では、当 制 0)



外濠に浮かぶボートと戦前の校舎

イロニー)というしかない。(注2)

期法政の「リベラルな伝統」が辛うじて戦後へ竹内のいわば複雑怪奇な性格のおかげで、戦前

骨な軍部迎合の人事構成にはしなかった。この長・学監・高等師範部長を兼任させるなど、露竹内は、予科長の野上豊一郎を信頼し、文学部部に迎合する形になったかと思われるが、その然法学部のみならず法政大学の教授陣構成も軍

と接続できたとすれば、これは一つの皮肉

兵検査に不合格になった者も勤労動員によって 兵検査に不合格になった者も勤労動員によって 兵検査に不合格になった者も勤労動員によって 兵検査に不合格になった者も がなくなり、いわゆる学徒出陣となった。 一九四四年には兵役年齢に達しなかった者や徴 一九四四年には兵役年齢に達しなかった者や徴 一九四四年には兵役年齢に達しなかった者や徴

年間 戦時中の用紙不足のため、 有に帰したとの記録もあり、大学にとっては物的にも精神的にも壊滅的な被害が生じた。(注3) また、 職員が持ち出して土手に穴を掘って埋めておいたが、換気処置が不十分のため、湿気により腐壊して烏 法学部創設時以来の他の木造校舎のすべてが灰燼に帰した。大学の重要書類は空襲が激しくなってから 筋コンクリート造の三棟 われない状況になった。 に入ると戦局は悪化の一途を辿り、 工場に赴かされた。こうして学校教育の全面的な戦時動員体制が確立していったのである。 この授業停止となり、 (注4) この年四月一九日には竹内総長が法学部長を兼任した。一九四五年四月には 五月二五日には、 「新館」、「第三校舎 一八九九年一一月創刊の 米軍による本土空襲が激しさを増すなか、本学の授業もほとんど行 アメリカのB29による東京大空襲で、 (後の第一校舎、 『法学志林』が第四六巻二・三合併号をもって休刊 戦後図書館)」及び「六角校舎」を残して、 昭和期に建てられた鉄 九 四 四

(注 1 手で、 シズムの総本山」と言われた団体)を設立し理事 て和仏法律学校夜間部に通い法律を学び、 護士としては第二東京弁護士会を創立し、その後会長となる。竹内は、 「法政ナショナリズム」 竹内は、 次近衛内閣で文相 竹内賀久治は、 九三七年七月から荒木貞夫(元陸相、 一九三三年に起きた「法政騒動」(『百年史』二三二頁以下参照)の調停役を務め、 興国同志会、辛酉会などの右翼団体の幹部を経て、平沼が会長を務める国本社(「日本ファ 陸軍士官学校出身で、 が顧問として迎えられ、 (校友会中心の体制へ)の動きに乗って大学経営に入り込んだ。 一九〇六年、三三歳で卒業、一九一一年に弁護士試験に合格 麻布中学体操教師、 皇道派青年将校たちに担がれ二・二六事件で退役 (事実上の事務局長役) となった。 月二回予科で修身の講義を開始した。他方一九三八年 岡山営林署主事をしながら、苦学力行 平沼騏一郎検事総長の子分と その竹内の それを機

二月には、「労農派教授グループ事件」で検挙された経済学部教授の阿部勇、 事件」で検挙された城戸幡太郎文学部教授 等商業部講師の笹川金作が直ちに解職された。さらに一九三九年四月、専門部に大陸部が開設されて大 日本教育の方向を定めた教育界の重鎮) 旧国本社員の陸軍少将荒城卓爾に代わる)に就任と続く。そして一九四四年七月には、「教育科学研究会 一九三九年七月、 周明 (戦前の右翼思想家、 東亜研究会設立、一九四〇年一月、 満州建国、)が、即時解職された。『百年史』二四六頁、二四七頁 五:一五事件-(戦後、教育基本法や六・三制の教育制度確立に貢献 陸軍少将中野直三が学生総監(一九四五年四月 - 大養毅首相暗殺事件に関与)が部長に迎えられ 美濃部亮吉、 南謹二、

(注2)『戦後五〇年』一〇頁

(注3) なお本学の空襲による校舎焼失被害は甚大なものであった。大学の戦災による損害は五五%だった と『法政大学報』の復刊第一号 本館を除いてほぼ全焼した。『戦後五〇年』六頁―七頁。 焼失した。さらに川崎市木月の施設も、二日前の五月二三日の空襲で、鉄筋コンクリー 問題研究所も貴重書と労働運動の原資料類を所持した土蔵一棟を除いて、 (一九四八年七月九日)にはある。また、新宿区柏木にあった大原社会 所蔵の図書・ ト造の予科校舎 資料類もろとも

(注4) なお『法学志林』は戦後一九四九年九月に復刊第一号(通算四七巻第一号)として法学部教員全員 をメンバーとする法学志林協会の名の下に刊行された。『百年史』 四〇八頁。

(2)戦後法学部のスタート

に授業を再開することは到底不可能であったが、学生たちは自主的に集まり、焼け残った校舎に教授を 員や学生たちが集まり始めた。 停止になっていたが、九月頃になると大学のキャンパスにも戦場や疎開先から復員服や作業着姿の教職 一九四五年八月、 日中戦争から太平洋戦争に及ぶ長い戦争が終結した。すでに四日 しかし、空襲で大きな被害を受け、校舎の大半を焼失した状況で、 月以降、 授業は 直ち



1945年秋、焼け跡に戻ってきた学生たち

しかし、

竹内総長はこれに誠実に対

止

学生・教授代表による大学運営会議

を頂点とする軍国主義的教育体制の廃

の設置、

戦時中解職された城戸幡太郎

追放」を要求して、ストライキが行われ もあった佐藤康二(後に大学職員、理事) ら法律学科の学生の呼びかけで再度学生 の手生の呼びかけで再度学生 の手生の呼びかけで再度学生

場を持ちはじめた。(注1) よんで「自主ゼミ」のような形で勉強の

舎の大講堂で学生大会を開き、竹内総長た学生自治会は、一一月一四日、第三校こうしたなか、戦後まもなく結成され場を表生にじめた(注1)

された。

学生大会を開き、

週間の全学ストライ

キを決議し、

決議通りストライキは実施

応しなかったため、学生は一六日に再び

美濃部亮吉教授らの復職などを要求し

かしたかのごとき出来事であった。(注2) 正デモクラシーおよび昭和マルクス主義を踏まえた、 内はついに総長および法学部長を辞任した。あたかも「法政の伝統」=明治期の在野リベラリズムと大 た。こうした状況のなか、校友からの働きかけもあり、 いわゆる「自由と進歩」 学生・校友の批判の前に、一九四六年二月、竹 の伝統が学生や校友を動

(注 1) 戦後『戦後五〇年』三七七頁。

〈注2) 『百年史』 二五四頁以下。当時入学したばかりの学生であった清瀬信次郎 が、 後の学内事情が垣間見られて興味深い『法政法曹』四号一六頁―二二頁。 終戦前後の学徒動員の経験談、敗戦直後の学内状況等を残しているが、一学生の視点からの戦中戦 (亜細亜大学法学部教授

(3) 法学部教授陣の刷新

法)、佐治謙譲 六月、竹内の後任の法学部長・小斎甚治郎(刑事訴訟法)をはじめ、薬師寺志光(民法)、佐瀬昌三(刑 |戦争責任||を問われるべき者が何人もいた。そこで、学生の運動は、これらに対して向けられ、 岡村玄治(民法·破産法)、沢田竹治郎(行政法)、児玉正勝 (憲法) の大学部教授九名全員が辞表を提出した。(注1) (商法)、赤木暁 (商法)、 加藤晃 同年

法学部では、竹内総長・法学部長の辞任にとどまらず、国本社の人脈が司法関係者であったため、

に反軍的発言のため、陸軍刑法違反で有罪判決を受けた人物であった。この時の学生の人事刷新要求に このうち、薬師寺と佐瀬は学生の要望もあって留任し、佐瀬が法学部長となった。(注2) ただ、辞表を出したこれらの教授全員が「戦争責任」を問われたわけではなく、例えば、 沢田 は、

逆

は、 本職とする教授が多かったことへの不満もあったことなどの理由が重なって、七名の教授の退職に至っ 戦争責任以外に、戦前の私学によくあった、専任教員 (研究者)の少なさ、結果として司法官等を

たといえよう。

(注2) 学生からの支持があった佐瀬は、 (注1)これら退職した教授のうち何人かは専門部に残った。一九四六年教員名簿によると、 小斎が法文学部専任教員欄に記載されている『大学史資料集第30集』一六頁―一七頁: 一九五三年まで理事を務めた(『戦後五〇年』三七九頁、『百年史』二五四頁以下)。 一九四六年から一九五六年まで、また薬師寺は、 九四八年から 児玉、

(4) 専任教員の充実と戦後法学部の認可

妻栄に相談して進めた。(注1) 急遽人材を集めることになった。この人事は、 こうした教授人事の刷新にともない、法学部は専任教員 新総長となった野上豊一郎が、東京帝国大学法学部長我 (研究者)によって担われる専門学部として

建学以来培われてきた「自由と進歩」 なった。このうち杉之原は佐瀬昌三に代わって法学部長となった。こうして敗戦間もないこの時期に 武文(民法)、東大司書官であった内田力蔵 教授となった。台北帝大から中村哲 我妻の推薦により、一九四六年六月には、 (憲法、 の精神に基づく法学部が復活した。そして一九四七年三月には正 (英米法)が、一一月には杉之原舜一(外国政治)が教授と 外地の官立大学に在籍していた少壮研究者が何人も法学部 政治学)、京城帝大から有泉亨(民法)、北京大学から広瀬

式に法学部の設置が認可された。

(注1)『八十年史』四○九頁、『百年史』四一一頁、 在籍していて、適度な多彩さが一つの特色となっていると思われる。 と言えよう。ちなみに、今日では法学部教授の出身校は多彩であり、 たと思われる。 部は「東京大学の植民地」と言われていたが、我妻栄に相談して教員を確保したことのゆえのことであっ 一定の水準をもった法学部を形成するためには、我妻に頼るしかなかったのが実情であった。そ 結果として東大で育った有力教授が法学部教授に就任し、質の高い法学部がスタートできたもの しかし、当時の法律学の研究者は法政大学卒業生のなかではほとんど存在していないな 『戦後五〇年』三七九頁。 法政大学出身者も一〇名を超えて 戦後、 巷間では法政大学法学

4 新制大学法学部

(1)新制大学法学部の認可

員を各学部に配属させた。しかし本学の場合は、四年間を通じて学部学生とはするものの、 替えであった。このときいくつかの新制私大では、一般教育、 専門部などの遺産を加味したものであり、名称も旧制大学と同名であったから、実際は旧制大学の組織 れる旧制の大学、高専に代わり、新制の大学が設けられることになった。本学も、 育法に基づく新学校制度が漸次実施された。一九四九年からは、旧大学令の廃止に伴い数年内に廃止さ 全面的な法制変革が進められていった。その一環として、一九四七年以来学制改革が進められ、 九四七年に法学部が認可されたものの、占領下におかれたわが国は、占領軍の民主化政策に基づき 従来の 財団法人が主体となって旧制大学の学部・予科の遺産の引継ぎを基本とし、 外国語、 保健体育の諸科目を担当する教 他の旧制諸私大の場 東大などの

が担当し、第二教養部教員には旧専門部等の外国語など教養科目の教員が就いた。(注1 範部等を改編して引き継いだようなものであった。そして第二学部の専門教育科目の授業は学部の教員 程のものであった。新制大学には夜間授業を行う第二学部を設けたが、これは旧専門部第二部や高等師 それぞれに分けた。 型に近く、主として一般教育、 たこともあって、昼間部にあっては三年制の旧学部が三、四年生所属の新学部になったといえば足りる 一、二年生を教養部管轄、主として専門教育科目の授業を受ける三、四年生を学部管轄にし、教員所属も しかも当初は昼間授業の第一教養部は予科が存在していた川崎市木月に置かれ 外国語、 保健体育のいわゆる教養科目の授業を受けることを指定された -

管する教養部と三、四年生を所管する専門学部が設置され、 法政大学が誕生した。 こうして一九四九年四月、 新制法学部では、 戦前の大学令が廃止され、六・三・三・四制に基づく学校教育法上の 前述したように、 旧来の予科制度が廃止され、一、二年生を所 いわゆる縦割り方式の法学部となった。

(2) 労働学科の新設と廃止

新制法学部では、 には、 法律、労働の二学科が置かれた。 第一法学部 (昼間部 法律、 政治、 労働の三学科が置かれ、

カ政治 このなかに社会史や労働問題を扱っていた優秀なスタッフが何人かいたこと、当時の状況として、実用 刑法(佐瀬昌三)、 れたのは、法学部に、憲法 「労働学科」の設置は、 (日高定雄)、 商法 社会経済史 (石母田正)、 (児玉正勝)、労働法、 G H Q (中村哲、横川英一)、民法 (薬師寺志光、磯野誠一、 (占領軍総司令部) 社会政策 社会経済史 (倉橋文雄) の示唆によるとい (舟橋尚道)、労働問題概論 われるが、 の一三名しかスタッフがおらず 田中吉備彦、 これを法学部で受け入 (飯田寛一)、アメリ 内山尚三)

り幅広い社会科学的教養の学習が考えられていたと言える。(注2) 会科学科目が多く配置されているし、政治学科も、政治学系の科目を核としているとは言い難く、 考えられる。 法学よりも労働問題をはじめとする社会科学的問題意識が学生間に広く見られたことなどが理由として 実際に開設時の設置科目をみると、 法律学科でも第一選択科目には、 実用法学科目より社

強い労働学科は一九五七年に最終的に廃止された。(注4) 学に合併された中央労働学園大学をもとに、一九五二年から社会学部を開設することとなり、類似性の だということで、卒業証書に学科名を記さないことを望む者さえいた。これに加えて、 労働学科は、発足直後に始まるレッド・パージの風潮もあり、実際の入学希望者は少なく、 動史などに傾斜し、「リベラルな法政」らしく労働運動を啓蒙するようなものとなった。(注3)しかし、 職業心理学、工業政策、 問題概論第二部、労働法第一部、労働法第二部、労働保全論、 方からそのようなものにはならなかった。開講科目をみると、必修科目が、 て、このほか全学科共通の各科第二選択科目が置かれ、労務管理学的というよりは社会経済史、 労働学科は、本来は、労務管理学的なものを求められていたようであるが、本学部教員の学問 労働統計論、 労働学演習で、 農業政策、 工場経営論、 第一選択科目は、経済原論、賃金論、 資本主義発達史、憲法、 労働心理学、労働行政、 民法、労働組合論となって 世界労働事情、 労働問題概論第 労働医学、 一九五一年に本 社会保障論 就職に不利 0)

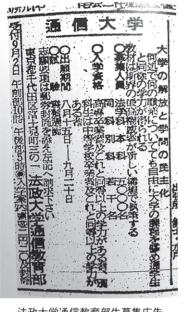
(注1) 『百年史』四一三頁

(注2)『百年史』四一四頁—四一五頁。

(注3)『戦後五○年』三八二頁、『百年史』四一三頁。

3) 通信教育部

がス 補助役として、一 育部長は美濃部達吉。 育が規定された。それを機に、本学は法学部法律学科から通信教育が開講されたのである。 える学校教育法が公布された。 基づく正規の大学として文部省の正式認可を受け、 ハター 後の法学部を語る時、 市民社会では大学による通信教育は歓迎された。 九四七年一〇月に学生募集が始まり、 法学部門は、 通信教育部の誕生も欠かせない。 そこでは教育の機会均等を実施するため 我妻栄、 横田喜三郎、 さらに同年九月に教育職 <u></u> 宮沢俊義 九四八年春に、 九四七年三月に戦後民主教育 (V とりわけ て教職課 の三人の に新 わが 東大教授を主軸に有泉亭が しい学校教育として通 程を開 九 員免許 五〇年三月学校教育法 国最初の大学通 講するや、 法施 行 初代通 の礎とも 規 折 削 信 信 か 信 B 基



法政大学通信教育部生募集広告 (『毎日新聞』昭和22年8月27日)

生 な n 0 かに 教員 生 Ļ たた 東 事 信 在 大 情 教 養成 資格を持 め 0 籍 育 \mathcal{O} 数 教 有 な n 5 職 力 が 全 制度に大きな改革 か 教 教員 急 課 玉 学 ったない 員 激 程 0 0) 生 小、 が 13 が 再 並 増 注 \mathcal{O} 教 教員 中 目 び 質 加 育 -学校 した。 「され、 b 1の場 がが 通 高 多 が 信 0 本学 量 教 こう 教 実 施 育 13 員 発 員 0



通信教育部創設スタッフ (美濃部達吉、我妻栄、宮沢俊義、横田喜三郎)

当科目

(第一年度) は、美濃部達吉

注1

開講当初の法学科の専任教育と担

可された者は三八六九名であった。達した。そのなかで入学を志望し許たが、入学案内請求者は約二万名に五〇〇〇名、別科生は若干名であっ

佐藤功(憲法)、我妻栄、有泉亨(民

佐瀬昌三 (刑法)、

横田喜三郎

高野雄一 (国際法)、末

(法律学汎論)、宮沢俊義、稲田正次、

高主武三(人類学)といったそれぞ法)、竹内直良、周東吉之(歴史)、平野常治(経済政策)、兼子一(裁判彦(政治学)、岸本誠二郎(経済学)、延三次、内田力蔵(外国法)、堀豊延三次、内田力蔵(外国法)、堀豊

延三次、内祖川武夫、

一九四七年、法学部法律学科の全盛時代を形成したのである。

開講

に際して、

募集人員は本科生

れの分野で斯界を代表する研究者によって構成されていた。(注2)

ものであった。 生中の約六割を占めていた未資格教員が教職課程によってほとんど資格を取得し終えたことに起因する であるが、その後は減少して今日に至っている。この年をピークに減少していった理由はそれまで在学 通信教育課程における学士であった。通信教育部の在籍学生数のピークは一九五三年、 九五二年三月九日、 第一回卒業生一八五名(全員法学部)を出した。この卒業生達はわが国最 三万四三八四名 初 0

は有為な人材を世に送り続けてきたことは確かである。 応した改革を進めつつ今日に至っている。 人から五〇〇〇人) マルチメディア化の激変、 その後、通信教育の性格の変化が生じ、在籍学生の数も一万人から二万人(法学部はおおむね二〇〇〇 程度の範囲で推移してきた。そして通信教育は、 グローバル化、生涯学習の気運の高まりなどの波に洗われ、 いずれにしてもわが国の通信教育を先導してきた通信教育部 大学数の激増、 高学歴化、 時代の変化に対 少子化、

(注1)『戦後五〇年』。八九一頁

(注2) 佐瀬昌三 (刑法)、高野雄一、 高主武三(人類学)である。 たったのは、 (政治学)、多田基 『戦後五〇年』八九一頁、なお、法学科専任インストラクターとして、学生に対する指導 工藤進、青木宗也(法律学汎論)、春宮千鉄、横越英一(憲法)、有泉亨、 (経済学)、 福山寛明 平野常治 (国際法)、 (経済政策)、工藤進、児玉正勝 (裁判法)、竹内直良 内田力蔵、 大沢一雄 (外国法)、春宮千鉄、 鄭審一 鶴谷研三 助言にあ (歴史)、

(4)戦後法学部の原点と展開―新制法学部法律学科の教育内容の特色

いことになり、必修科目の数も減って選択科目の形で広く社会科学諸科目を学べるようになった。(注 まり特化せず幅広い社会科学的教養を身に着けさせるという方向に向かい始めることとなった。その結 題意識が学生間に広く見られたことなどから労働学科を生み出したが、法律学科においても法律学にあ 二年時に開設されているわずかな専門科目で教えなければならないことから、新たな対応が必要となっ 新制法学部のカリキュラムは、 前述したように、当時の社会状況のなかで、実用法学よりも労働問題をはじめとする社会科学的問 旧制大学部では、二二科目履修しなければ卒業できなかったものが、新制学部では、一六科目でよ 旧制大学三年間で教えてきたものを新制大学では三、四年の二年間と

(注1) 雑誌 - 法学に科学とヒューマニズムの息吹を与えるもの」と紹介されている。『戦後五○年』三八三頁。 「自由な精神に富むフランス法学」の伝統から、 『法政』一九五二年七月号に掲載された平岩八郎「法大教師プロフィール」によれば、法学部 「旧来の固陋な解釈学からの脱却に積極的」で

(5) 司法試験への対応

最高裁判事に就任する。「知新会」は雑誌『法政』(一九五三年一○号) に活動報告を載せているが、そ 知新会が一九五二年に再建された。再建に尽力した一人の学生に後述する遠藤光男がいた。遠藤は後に 「知新会」があった。後述する最高裁判事・小谷勝重は知新会の前身「先誠会」で勉強していた。 戦前の法学部では多くの行政官や法曹を送り出していたが、その一端を担っていた学生の有志団体に

こでは、「知新会」は単に司法試験のための法律技術を知る会ではなく、 い人間像の創造を自らの使命としていることを述べている。 法律を通じて真理の探究と新

はなく、 れ、 安定に寄与することを目的にしている 団体にも法学部教授が顧問として関与しそれぞれ真理の探究を目的に掲げ、 法律相談部、 今日まで七○年以上にわたって継続してきてい 人間社会との関りを持った実践的研究を活発に進める活動を始めた。 法学部教授会が公認し、 薬師寺志光が顧問、 九四 司法会、 一八年には夏季休暇を利用して長野 法社会学研究会、 民事訴訟法の 大学が財政的援助をした学生の学術団 (写真参照)。 池田浩 国際法研究会、 市で初の無料法律 以後毎年夏休みに全国各地で無料法律相談所 る。 (助教授) 労働法研究会の五団体が活動を始めた。 (注1) が指導教授で、 :相談所を開設するなど社会 体である 例えば、 単なる法律技 学内で日常的 「法学会」 法律相談 術 談部 に法律 が 0習得 創 を例 شل 法 相



松山市出張無料法律相談

右:大島雄次(のち安田生命社長) 薬師寺志光(顧問)

:遠藤光男(のち最高裁判事) (出典:『法政大学外濠法相会五十年史』)

た当時 なかで舟橋尚道、 け活発に活動していた。 の下に、いい 2 「法学志 法研究会は、 労働法研究会も当時の時代状況 の法学部 (『法学志林』 林 わゆる臨時 兀 八巻四号) 助手・ 有泉亭を顧問格に 青木宗也の指導を受 四 工の実態 青木宗也 九 設立当 巻二 および 号 0) 初 <u>1</u> を 指導 据え 下 の労 同 Ò

さらに「三条・

加茂における徒

号)を発表している。指導者 弟の実態」(『法学志林』五〇巻二号)および「常磐炭礦における修技制度の実態」(『法学志林』五一 (教授) と学生とが非常に接近した形で協同研究に取り組んだのは、

の法学部のリベラルな雰囲気を色濃く示すものである。(注2)

この講座はその後も商法の大澤功、民事訴訟法の霜島甲一ら若手教授に引き継がれ、その改廃が検討さ れたが、一九七五年には「法職講座」と改称され、 に弁護士を兼務していた。この講座は、 田浩一である。池田は東大卒、 ないかとのことから、一九五四年に「司法試験講座」を課外講座として開講した。主任に就いたのは池 度が始まるまで継続した。 こうした自発的学生団体の動きのなかで、法学部としても主体的に司法試験対策に取り組むべきでは 運営は学生の自主性に任せ、大学は一定の財政的援助と部屋・机等を提供する形で支援を行った。 第一回司法試験合格者で、当時の本学法学部専任教授としては例外: 教員や先輩法曹、司法修習生を講師に講義や答案練習を行った 新司法制度改革に伴う法科大学院中心の新司法試験 的

手を経て社会学部)、金子征史(法学部)、宮本健蔵(法学部)が本学教授となった。また、 を出してきた学生団体である。 光男は最高裁判事に任官している。三期生も五人のうち二人の弁護士と法政大学教授大澤功を輩出して 通経済大学)、大曾根寛(放送大学)、大場敏彦(流通経済大学)など他大学教授となった者もいる。 法律相談部は、 大学教授を輩出している。二期生も七名のなかで検事一人、弁護士二人で、 旧司法試験時代においても、 自然に司法試験合格を目指す学生が多く集まり、一期生七名のうち大阪高裁判事 研究者となった者もいて、大澤功(法学部)のほかに、 新司法試験時代になっても本学で最も多くの司法試験合格者 弁護士のうち遠藤 森実 岡田利克

公認会計士、 司法書士、 税理士、 不動産鑑定士、 行政書士、社会保険労務士など法律実務家も数

注2)『戦後五○年』三八七頁─三八八頁。当時の労働法研究会の学生のなかから研究者となっ 小川環をはじめ、 生まれている。 越えた親密な関係にあったという。こうした雰囲気のなか、労働法研究会からはその後も研究者が多く もあり、また『法学志林』掲載の実態調査の共同研究者でもあったことなどから、 (北海道教育大学) 等の話を聞くと、学生たちには戦地からの復員者もいて、 浜村彰 原隆 (法学部)、藤本茂(法学部)、長峰登記夫(人間環境学部) (札幌大学)、平野毅 (静岡大学)、石橋洋 (熊本大学) が他大学で教授となって 青木と年齢が近かったこと 助手と学生の垣根を が本学教授となり た小川

5 学生数の増大と教授陣の充実、 巨大校舎の建設とカリキュラム改革

員 には法律、 面では、巨大な五五年館、五八年館、さらに六二年館校舎を建設した(写真参照)。教員も一九五 せて六○○○人弱に達した。他学部も同様の傾向となってきた。こうした状況に対応するために、 せて五〇〇〇人弱となった。三年後の一九五八年には、 九五〇年代半ばになると、学生数が急増し、一九五〇年には一部で三〇〇〇人を突破し、二部と合わ 0 数が追いつかず、 法律学科の専任教員は九名、 制法学部がスタートして五年間ほどは、学生数も少なく、専任教員も少なかった。一九 政治両学科で各一一名、 法律学科では憲法、 政治学科も九名で、法学部全体でも一八名に過ぎなかった。ところが 合計二二名と増加した。(注1)しかし、学生数の増 国際法など必修科目で大規模授業が増加し、 法律学科だけで五〇〇〇人弱、政治学科と合わ 新築された校舎 加には専任! $\overline{\mathcal{H}}$ 四年 五年



また、教員の負担は大きく一九六〇年代の終わ 年)、大澤功(商法・一九六三年)、舟橋諄一(民 定(民法・一九六〇年)、伊達秋雄 在化してきたと言える。(注3) 持し続けた。まさに「マスプロ教育」の弊害が顕 まで教員一人当たりの学生数は二〇〇人以上を維 間でし烈な競争が始まることにもなった。(注2) 択科目にせざるを得ず、爾後、演習志望学生の 学生数が増加するまでは必修とされていたが、 法:一九六六年)、西嶋梅治(商法:一九六八年)、 法·一九六四年)、大橋智之輔(法哲学·一九六六 一九六一年)、霜島甲一(民事訴訟法・一九六三 一九五八年)、伊藤道保 この間、教員増も進められ、菅原菊志(商法 須永醇 一修 (英米法・一九六八年)、江橋崇 (憲法 (民法・一九六六年)、実方謙二(商 (民法・一九五九年)、下森 (刑事訴訟法 選

一九六九年)、前田重行(商法·一九七〇年)、堀内

人規模の大講義がなされることになった。

演習も

五一一番教室や八三五番教室で登録者一〇〇〇

0

事訴訟法・一九七六年)、金子征史(労働法・一九七六年)、岡孝(民法・一九七七年)、永井憲一(教育法 捷三(刑事訴訟法・一九七〇年)、高橋和之(憲法・一九七二年)、浜川清 (行政法・一九七五年)、 福井厚 (刑

一九七九年)と全般的な充実が図られた。(注4)

はなかった。「マスプロ教育」の弊害に対しては、一九六○年代半ばに学生の進路別コース制を検討し 図られた。しかし、科目選択について一定の自由度が実現したものの、必ずしも十分といえる状態で カリキュラム改革を実施してきた。まず、一九六二年改革では、 (注5 九五〇年代半ば頃からの学生の急増に対して教員増でも対応したが、一九六〇年代に入って、 部のエリートコースを生み出すなど教育上の弊害が生じるとの異論もあり採用されなかった。 専門科目の拡充と科目選択の弾力化

七○を超えて、その後も増え続けていった。(注6) かった演習が一九六〇年代後半には五〇を超え、 専任教員中心であったが、非常勤講師の演習も数を増やす改革であった。この改革は法律学科のみなら 年間二科目までの制限をかけ、そして一九六七年には一年間に一科目とした。第二に、従来から演習は 改革の第一は、 次に検討されたのが、 法学部全体で進められ、これにより一九五○年代には法学部全体でも三○程度しか開講されていな 演習の受講数制限である。従来演習は受講数の制限がなかったが、一九六五年には 演習による少人数教育の充実であったが、これは具体的に実現した。 一九七〇年代後半には六〇を超え、 一九八〇年代には

九 五四 (民法)、赤木暁 年 の法律学科の専任教員は、 (商法)、 池田浩一 薬師寺志光 (民事訴訟法)、舟橋尚道 (労働法)、 (民法)、 児玉正勝 (商法)、 吉川経夫 田中 (刑法)、青

木宗也 科へ異動した。なお、下森定が助手となった。 須永醇(民法)が加わり、内山尚三(民法)が政治学科から異動し、逆に舟橋尚道 依然として政治学科所属であった。なお、助手に須永醇がいた。一九五六年には、小町谷操三(商法)、 年のスタッフに原暉三(民法)、安達三季雄(民法)が加わり一一名で、中村哲、内山尚三、永田一郎は は法律科目の担当をしていたが政治学科所属であった。一九五五年の法律学科の専任教員は、 (労働法)の九名で、中村哲(憲法)、内山尚三(民法)、永田一郎 (行政法——九五一年着任 (労働法) が政治学 一九五四

|注2)私の学生時代(一九六三年入学)を思い起こすと、人気ゼミに入るためには志望学生が二〇〇~ は二五しかなかった。『戦後五○年』四二六頁─四二九頁の表一、表二のデータで計算。 法律学科第一部三年生の一九六三年をみると同学年の法律学科生約八〇〇人程度で、開講されたゼミ数 さらに司法試験受験者がかなり併願していたこともあって、ゼミに入ることがかなり難しかった。私が 三〇〇人も集まるケースもあり、一〇人程度しか採用されないことと、二つまで演習を登録できること、

(注4)『百年史』四三〇頁—四三七頁。

(注3)『戦後五〇年』三九一頁。

- (注5)『戦後五○年』三九七頁─三九八頁。
- (注6)前掲(注2)の表二データ参照。

大学紛争と教学改革

をもたらし、学内は大荒れの状態が長く続いた。一九六九年に伊達秋雄が法学部長となったが、この年 一九六八年五月、中村哲が総長に就任した。(注1)戦後、法学部から選出された最初の総長であっ しかし、この時期は、 世界的、 全日本的規模で始まった大学紛争の高揚期で、本学にも大きな影響

教授会、 内山 は翌一九七一年も続いた。 舟橋尚道が学部長となり、 几 れで解消したわけではなく翌年以降も大学紛争は続き、 側との折衝などが続けられ、ようやく一一月には授業再開にこぎつけた。 大学としても学生の卒業、 ンパスに隣接した田町校舎、 かった。 一月には、「大学解体」の標語の下、 ストライキが続き、 .尚三が就任したが、心身疲労で、またも途中で辞任 学部長会議など大学の重要な会議は付近のホテル、旅館を使用して開かれた。夏休み明けには 教室授業はまったくできない状態が続き、 教育、研究およびそれに伴う事務もまったく機能停止の状態に陥り、 校舎の窓ガラスがほとんど破られ、 進級のための授業日数の確保のために授業再開をする必要性に迫られ、 藤田は教授を辞した。この年も晩秋になってから授業が再開されたが、 一九七二年には池田浩一が法学部長となった。 就職部等わずかな大学施設や周辺の借り上げたビルで細々と続けられた。 全学共同闘争委員会(全共闘)に結集した学生等によるバリケー 教職員は本校キャンパスに立ち入ることさえできな 伊達法学部長も任期半ばで交代した。 代理となった藤田省三も健康を害したため 総長室、 理事室など大学の中枢施設も荒ら しかし、学内の混乱状況はこ 大学の事務は、本校キャ 後任には

み、 の必修科目の受講者数を減らし、教員の負担を減らす効果ももたらした。(注2) 一九七六年に一二科目から八科目を選択する制度に変更された。こうした必修選択制度の導入は 大学紛争の影響で教学改革も十分できなかった時代であったが、少しずつカリ 一九七三年に法律学科では九科目から五科目を選択し必修する制度改革をした。この選択必修制は キュラム改革 従来 は 准

『百年史』四三三頁、 ・村哲は 大学紛争で学内が騒然とするなか、 四三六頁。 『戦後五〇年』 五期一五年にわたって総長を務めた。 四〇八頁

7 一九八○年代の教学改革

にわたる概説科目となり、民法入門の講義となった。 を一年次の「民法1」で講義することの是非が問題とされ、一九八三年からは、「民法1」は民法全体 目、二年次四科目となった。一年次の講義は「憲法」と「民法1」であったが、抽象度の高い民法総則 目 (憲法、民法1)、二年次三科目の開講であったが、漸次改変をしつつ、一九七六年には、一年次二科 育のさらなる強化が進められた。専門科目の早期学習の重視については、一九六六年までは一年次二科 九七〇年代後半から一九八〇年代にかけて、法律学科では、専門科目の早期学習の重視と少人数教

科目「基礎法律学講座」を三講座開講した。そして一九八七年には、「法律学特講」も開講するに至った。 て一九八五年には、これを拡充して一年次用に自由科目「法律学入門講座」を四講座、二年次用に選択 年には、さらに発展させて、一年次用にも二講座開講し、名称も「基礎法律学講座」と改称した。そし 法律学科第一部において二年次に一講座約五〇名の選択科目『基礎演習』を三講座開設した。一九八三 果、一九八○年代に入ると八○を超える演習が開講されるようになった。それ以外に一九八○年には また、少人数教育については、前述したように、演習の受講数制限と開講数の増大を図ってきた。結

8 一九九○年代の教学改革

九九〇年代に入ると、専門早期教育の方法の再検討が始まり、 「法律学入門講座」を一年次用に設

制するものではなく、系統的な学習の方法を提示するというのが設置の目的であった。法律学科では、 件として教養科目五八単位以上、専門科目七二単位以上とされていたのが、教養部との話し合いによ この入門講義は、翌年に「憲法入門」も追加開講された。(注1) また、この時期には、従来、卒業要 入学者が増加してきた。(注3) と法)が設定された。もっともこのコースというのは学習目的別に推薦科目をあげるもので、履修を強 用され、法律学科では、5コース(裁判と法、公共政策と法、企業・経営と法、国際社会と法、文化・社会 専門教育の深化が図られている。さらに学生の多様な学習欲求に対応するために第一部でコース制が採 置することの限界性から、一九九四年に「民法入門」「刑事法入門」を開講するのに伴って廃止された。 一九九四年に実施された。(注2) また、この時期、学生の男女比は三対一となり、急速に女子学生の 一九九五年に教養科目(「基礎科目」と名称変更)四四単位以上、専門科目八八単位以上と変更し、

(注1)『戦後五○年』四一四頁以下。

(注2)『戦後五〇年』四二〇頁以下。

(注3)一九九八年五月一日現在の第一部法学部の在籍者数三九○六名そのうち女子が一三○三名である。

9 二〇〇〇年以降の教学改革

(1) 第二部の廃止

一○○○年代での変化をみると、まず、 第二部の廃止がある。この間、 大学への進学率は高まったも

ても同様の事情は変わらなかったため、本学では次第に第二部を廃止する動きが始まった。 る経費は第一部とさほど変わらず、第二部を続けていくことが困難になってきていた。全国の大学をみ 傾向となった。相対的に第二部の学生のレベルが下がってきた。他方、大学側からみても第二部にかか 高校を卒業して働きながら大学で学ぶ「勤労学生」の数が減少していき、第二部の受験者数が激減 少子化の影響もあり、 昼間部の大学の入学定員を満たす若年層が減少してきた。当然のことなが

学部を立ち上げ、昼夜開講で対応させることなどが図られた。この新学部が一九九九年発足の人間環境 学部であり、セメスター制や昼夜開講のほか、土曜・日曜開講という斬新なカリキュラム構成が評判を ては通信教育部が残るので、それを代替すること、また、二部教養部所属の専任教員が中心となって新 でも働きながら学ぶ必要性や夜間でなければ大学に通えない者もいることは否定できないが、本学とし ともに法学部も募集停止をした(政治学科は二〇〇四年)。そして二〇一一年に完全廃止となった。それ ていく環境が薄れ、二○○二年にはまず、文学部が募集停止をし、翌二○○三年には経済、社会学部と 本学は夜間法律学校である東京法学社から開学した歴史があるが、上述のように夜間の第二部を続け 中高年層、 主婦・社会人学生等が多く入学し、生涯学習の受け皿としての意味も見られた。

2)第一教養部の廃止と教員の分属、国際政治学科の設置

名となった。教授会の会場も三部屋ぶち抜きのサイズで、かつマイクを使っての会議となった。それま 名の基礎教育担当教員が分属した。法学部教員は一八名増員となり、 二〇〇三年四月から第一教養部廃止に伴う教員の分属が実施され、法律学科に一一名、政治学科に七 四四名のスタッフが一気に六二

教育にも良い影響が発生した。 で教養部所属の教員とのコミュニケーションをとる機会が乏しかったが、 専門科目担当教員と基礎科目担当教員との間に相乗効果が生じ、教員間 同一 の信 学部に所属することによ 頼関係も強まり、

なり、 ド)を義務付け、 なお二○○五年四月から法学部では国際政治学科が設置された。これにより法学部では三学科体制 幅広い 人材を教育することとなった。 国際的に活躍しうる人材の教育を法学部でも推し進められることとなった。 国際政治学科では学生全員にSA (スタディー T グプロ

(3) セメスター制の導入

とがこの制度の推進役になってい 制の導入が図られた。とりわけ国際関係の学部・学科では国際交流や留学制度の推進が不可欠であるこ 代後半から大学院で導入が進み、一九九九年に開設された国際文化学部と人間環境学部でもセメスター められている。これに対応したひとつに、 現在の大学においては、グローバル化をはじめとする社会環境の変化に対応した授業の実施が強く求 る。 セメスター制がある。 セメスター制は、 本学でも一九九〇年

た。 した。 なってから久しいが、二○一八年度改定では、これまでの九○分授業を改め、 一〇〇分×一四回の授業に変更した。本学にとって一〇〇分授業は大きな課題であったが、 最近のこの点についての改革をみると、すでにセメスター制が導入され、 多摩、 小金井キャンパスは二〇一八年度から、 市ヶ谷キャンパスは二〇一九年度から実施され 春学期と秋学期 授業時間を一 それが実現 セメスター 0 期 制に

授業時間を一〇〇分に改定した理由は、 ①単位を実質化するための授業時間数の確保、 ②海外留学や

要な思考力・判断力・表現力等、主体的・協働的に学習に取り組む態度)を修得するために、全学的にアク ⑤祝日の授業が従来よりも減る、といった効果が期待できることになった。 クや現場実習等、本学が掲げる「自由を生き抜く実践知」を実現する実践型の授業展開が可能となり、 できるようになり、この期間を利用して海外から教員を招聘しての集中講義の実施や、 ティブラーニングに取り組みやすくなり、④夏季休業・秋季休業期間の一部に集中特別授業期間を設置 ティブラーニングの体制を整え、単位の実質化を図ることが必要であるが、一〇〇分授業によってアク ア等の活動に参加しやすくなり、③学生が「学力の三要素」(知識・技能の習得、問題を解決するために必 季休業を開始することができることとなり、学生が海外留学や国際インターンシップ、国際ボランティ ①通常の授業時間だけで単位の修得に必要な授業時間を確実に確保でき、②確実に八月一日からの夏 日(祝日)授業実施の減少、④柔軟な授業展開を可能とする学年歴の実現などである。これによって、 国際インターンシップなど学生のモビリティ推進を可能とする学年歴の実現、 ③月曜日に代表される休 フィールドワー

(注1) 『戦後五〇年』八二二頁。

10 司法制度改革と法学部

して法科大学院卒業生しか受験できないとなったため、法科大学院における法曹教育の質が大きな比重 してわが国に 二〇〇四年四月、法曹の質を維持しつつ、法曹人口拡大の要請に応えるための新しい法曹養成制度と 一法科大学院 が誕生した。この新制度においては、新司法試験制度が導入され 原則と

に見えるが、必ずしもそうといえず、大学の事情によってさまざまであった。 ある以上、 て全国に七〇校を超す法科大学院が誕生し、 を占めることになった。 法学部のある大学では法学部が中心となり主体的に法科大学院の設立に動くのが自然のよう しかも当初の予定では高い合格率が示唆されていたため法学教育の存在をかけ 優秀な学生集めにしのぎを削ることになった。 法曹養成で

新司法試験に二三名、旧司法試験に四名の合格者を出し、本学法科大学院は順調なスタートを切った。 教授に依頼し確保するとともに、学外からも新たに研究者教員や法曹の実務家教員を加えた。こうして 関係でできるはずもない。そこで、具体的には、法人サイドの法科大学院設立担当常務理事 立する道を選んだ。 二○○四年四月に「法科大学院」(本学では大学院法務研究科)一期生が入学してきた。三年後、 本学では施設の準備から財源の手当まで急を要する必要性に鑑みて、 が法律学科教授の野中俊彦に設立委員会委員長を、 設立に向けて議論を積み重ねてきた。法科大学院の研究者教員については主として本学法律学科 ただ、法律家養成機関である以上、既存の法学教育を担当してきた法律学科と無 浜川清に副委員長を依頼し、 法人サイドが責任をもっ 設立委員会を立ち (金子征 第一回

続して開講され 内容と体験談及び国家試験受験の注意点などを披露してもらう講義であり、 保険労務士、 遠藤光男元最高裁判事をはじめとした著名な法曹三者、公認会計士、 法学部法律学科では、 」と称するオムニバス方式の講義を開講した。この講義は後に「法律実務入門」と改称したが 不動産鑑定士など多くの法律実務家等を特別講師として招き、 ってい 法科大学院のスタートにともない二〇〇六年から法律学科二年生を対象とした 司法書士、 毎回、 学生には好評で、 税理士、 各法律実務家に 弁理士、 現在も継 職務

合格者が年を追って増えてくると実

ところが法科大学院制度は、

発足当時の理想通りには進展せず、

汰され始め、現在では発足当時の半分が廃止されるに至っている。 学院自体の存在価値に支障をきたす事態が現出してきた。こうした状況のなか、全国の法科大学院は淘 た。しかし、あくまでも補足的であるはずのこの制度による司法試験合格率が極めて高くなり、 また、二〇一一年度から法科大学院終了者でなくても司法試験受験が可能な予備試験制度がスタートし 社会では弁護士の増加に見合う仕事量がなく、 司法修習生の就職が極めて厳しい状況が現出してきた。

もあるが、法学部のこうした対応は法曹を目指す学生の意識面で一定の効果を与えることにはなるであ なかに法科大学院に繋がる「法曹コース」を導入した。法科大学院制度の先行きは少し不透明なところ の法科大学院を見据えての教学改革が必要となる。そこで二〇二〇年度より、 本学の法科大学院も入学定員を減らして対応したりしてきたが、もう一つの対応として、 法学部のカリキュラムの 学部段階で

11 法学部と卒業生団体との連携

発展するものでもある。こうした卒業生の声を聴くために、校友会に代表される卒業生団体の存在は ホルダーのなかで卒業生たちの法学部に対する声や行動がフィードバックされる形で本学法学部もより 進歩」の学風を身に着けた卒業生の活躍は法学部にとって何物にも代え難い。多くの法学部のステーク ば、不断の教学改革が法学部で進められているのは、この社会的評価を高めるためでもある。「自由と 受けているかは、 法学部百年の歴史のなかで卒業生との関係は重要である。卒業生が社会のなかでどのような評価を 高等教育機関としての本学の社会的評価に直結するからにほかならない。あえて言え

とって必要かつ不可欠なステークホルダーである。ここでは、法学部と密接な関係を持ち続けている二 大学にとって重要な役割を果たしている。とりわけ法学部の卒業生で組織されている団体は法学部に

(1) 法学部同窓会

つの卒業生団体について触れておきたい。

友会を構成する重要な組織となった。(注1) 会」として新たに法人登記した組織となった。これにより法学部同窓会をはじめとする学部同窓会は校 校友会も組織的見直しが進み、大学側との連携の下に、二〇一四年四月に「一般社団法人法政大学校友 要請に応じて議論を積み重ね、法学部教授会内部の了解を得ることにより結成された。これに並行して となどから、当時法学部長であった金子征史が同窓会結成を目指していた卒業生高山征治郎弁護士らの らである。しかし、校友会から距離を置く学部同窓会の設立は、校友会と大学との相互不信を改善する どにともなう相互不信の深まりがあり、法学部教授会では卒業生組織との関りに極めて慎重であったか でに工学部(一九六六年)、社会学部(一九八九年)、経済学部(一九九二年)同窓会が組織されているな かで、結成が遅れたのは、戦後における校友会の分裂騒動、校友会と大学との大学経営をめぐる対立な 一つの方法でもあったこと、また、法学部学生に対する卒業生の組織的援助が必要になってきているこ つは、「法学部同窓会」である。法学部同窓会は一九九八年九月一一日に結成大会が開かれた。す

祝う会」を主催し、 を開催し、 法学部同窓会は創設以来、 教授会との緊密な意思疎通を重ねてきた。在校生に対しては、 現在では法学部教授会との共催で行われるまでに発展してきた。また、 毎年のように教授会執行部および学部事務課職員との間で定期的に懇談会 まず「法学部卒業生 随時就職懇

り越えた学生支援は法学部の有力なステークホルダーとしての役割を果たしてきている。 で働く卒業生らの講師陣による講義は、学生に好評を博している。単に会員間の懇親を深めることを乗 る支援活動を続けてきた。さらに、法学部同窓会創立二〇周年事業として二〇一七年秋学期から法学部 談会を開催したり、 寄付講座を提供し、法律学特講「企業法務への案内」(全一四回)を実施してきた。企業法務の現場 法律学科ゼミ対抗野球大会を協賛し賞状や賞金などを提供するなど現役学生に対す

(2) 法政大学法曹会

初代会長には佐瀬昌三(教授・弁護士)が就任した。(注2) もう一つが「法政大学法曹会」(「法政法曹会」)である。「法政法曹会」は一九八三年に創設された。

実際に実務法曹として活動するための基礎的なトレーニングが重要となるため、学生は起案や模擬裁判 援することが重要な目的とされたのである。法科大学院は単に法律を知識として修得するだけでなく、 薦をはじめ、法曹教育全体に対する協力に着手した。そのために法科大学院の教授を会員に加えるとと ようになった。そこで、法政法曹会は弁護士である高須順一、山崎雅彦のような有能な実務家教授の推 科大学院が機能しないことが明らかとなり、多くの卒業生弁護士がかかわりを持つことが必要とされる 授となっていた。そして法政法曹会の目的は「会員相互の親睦を図ること」とされていた。 法政法曹会」は単なる会員相互の親睦団体ではなく、 一○○四年に司法改革に基づく法科大学院制度がスタートした段階で、弁護士の協力なしには事実上法 発足当初、会員は法政大学出身の判事、 会則の目的規定を改正し「母校の発展及び後進の育成」を目的規定の冒頭に追加した。こうして 検事、弁護士および法律学教授に加えて、本学法学部教 母校の法曹養成に深く関わり、 法科大学院を支

ため、 こうした重要な役割を担うこととなった「法政法曹会」は法曹養成の強力なステークホルダーといって 士を統べる法政法曹会を通して特任講師・支援弁護士を確保することが極めて重要になったのである。 ンシップ」を設置した。これらはいずれも弁護士の協力なしには機能しないものである。そこで、弁護 を体験して実務の概要を身に着けることが必要とされる。また、臨床法学教育をより実践的な形で行う よいであろう。(注3 研究科に法律事務所リエゾンを併設し、選択科目に「クリニック」「ローヤリング」「エクスター

(注1)初代会長は第一三代東京消防総監原島榮一、二代は金子征史。

高検検事)、五代会長は金子征史(教授)、六代会長は瀬戸英雄(弁護士)となっている。

(判事)、三代会長は遠藤光男(弁護士、最高裁判事)、四代会長は田子忠雄

(最

(注2) 二代会長は柳沢千昭

(注3) 二○一六年一一月に、法律実務家の卒業生組織として「法政大学士業の会」が誕生した。士業の会 ダーとして法学部および法政大学に寄与している。 る団体である。 大・発展を通じて大学および校友会の発展と後進の指導育成に寄与し、社会に貢献することを目的とす は、「公認会計士法友会」「法政法曹会」「法政会計人会」「不動産鑑定士橙法会」「行政書士オレンジ会 「法政司法書士会」を構成団体とする組織で、これら専門家集団である各種士業の連携による業務の拡 まだ、誕生して間もないが、各種無料相談なども手掛け、これまた有力なステークホ 初代会長は「法政法曹会」から金子征史が就任した。

[Ⅱ]法学部法律学科の「名物教授」と卒業生

1 「名物教授」

だきたい。 いただきたい。また、いずれの方々も大先輩諸氏であるが、全て敬称略で取り上げる失礼もお許しいた なかで「名物教授」としてここで紹介するのは、後世の私が独断で取り上げるものであることをご了解 お断りしておくが、法律学科の歴代教授はいずれも特色を持った名教授ぞろいであるが、その

(1) 薬師寺志光

補になり東京地方裁判所に勤務。翌一九一六年裁判所に在職のまま法政大学講師となり、法学部開設の 島郡吉田町にて出生、第一高等学校を経て、一九一五年東京帝国大学独法科を卒業後、直ちに司法官試 の偉大な恩師として敬愛され、他に類をみない。(注1) 薬師寺は、一八九〇年四月九日、愛媛県宇和 て「民法」の講義を続けてきた。本学法学部百年の歴史のほぼ半世紀を歩み続けた教授は法学部卒業生 一九二〇年に裁判所を退官して教授に就任した。 薬師寺は、一九二〇年法学部創設時から、戦後、 新制法学部における一九六九年に至るまで一貫し

学術団体である法学会法律相談部の創立に伴い初代指導教授に就任したほか、体育会柔道部部長、 任後は功労者として評議員に就任するなど大学運営にも尽力した。学生指導にも熱心に取り組み、 教官として民事弁護を担当した。法政大学では、一九四八年から一九五三年まで理事に就任し、 号を授与された。また、 (現在の法学部長に相当) に就任し、 九二三年から一九二七年まで、ドイツ、フランス、イギリスに留学し、 戦後は、一九四六年に司法試験委員となり、一九四八年には最 一九三四年に「留置権論」により、東京帝国大学より法学博士 帰国後直ちに法学部主任 初の司法研 理 事退 あ
称

最後の「民法1 法政大学法学部 度「民法一部」 薬師寺は、一九六二年三月に定年退職したが、退職後も名誉教授となり、 の講義を担当し、その後は一九六九年度まで学部と大学院で演習を担当した。 (総則・物権)」の講義を受講した。水を打ったように静謐な大教室で大きな天眼鏡を手 筋の名物教授である。 奇しくも、 にし、超然として悠々時間通りに講義をしていた姿を 私は一年生の時に八〇歳を迎えた薬師寺の法政での 一九六二および一 文字通 九六三年

部部長など学生の教育指導にも広く尽力した。



薬師寺志光

を定年退職後、

愛知大学教授、

国学院大学教授に就任

ない人はいないであろう。いまだに忘れられない。

ているが、法学部教授就任後は研究者として数多くの一九八四年七月二三日享年九五歳で逝去。一九八四年七月二三日享年九五歳で逝去。

。ちなみに薬師寺は法政大学古い先輩方で薬師寺を知ら

までほぼ毎号掲載)は質量とも他の追随を許さない。 業績を残し、『法学志林』に発表した論文、 民事判例研究 (一九四四年 『法学志林』 が用紙不足で休刊する

正に尽力し、 ソードである。(注2) た話からは自ら遠ざかっていったという。いかにも研究者一筋で法政の民法を支えた薬師寺らしいエピ して薬師寺の名をあげたということである。 新総長就任を強く懇望された我妻栄が、これを固辞するにあたって、学内に総長になるべき人があると 研究者一筋の薬師寺であったが、戦後、大内兵衛総長に要請されて理事に就任した時、 戦後の法政大学の民主的な発展に貢献した。一九六○年代半ばに小田切秀雄総長代行から しかし薬師寺は学者の道を進むことを望んでいて、こうし 寄付行為の改

(2) 佐瀬昌三

後の学生自治会の民主化運動の激動のなかで、学生の支持を受けた二人は、その後、共に大学の理事に の九名の教授のうち、薬師寺と佐瀬は、学生の要望もあって、留任し、佐瀬は法学部長に就任した。 トライキが行われたことを受け、法学部教授九名全員が辞表を提出した時の一人であった。しかし、こ 年六月に、当時の学生自治会の民主化運動の一環として、「無能教授、反動教授の追放」を要求してス 佐瀬は、 大学経営にも参画した。 戦前の本学卒業生として数少ない法学部教授となった一人である。そして、戦後の一九四六

法政大学法律科卒業後、 一九三〇年には法学部講師となり、法政大学よりフランスのパリ法科大学で刑事法学の研究のため二年 佐瀬は一九〇二年七月四日 同年の高等文官試験行政科及び司法科試験に合格し、 千葉県山武郡上堺村屋 (現在の横芝光町) に生まれた。 一九二四年 検事に任官した。 旧

した。 年に休刊に至るまでほぼ毎号掲載している。 判例研究が掲載されているのと並んで、 で旅客航空が始まった初期の段階での先端研究であり、 旅客航空事故賠償責任法制の比較」(『法学志林』一九四四年、 !の留学を命じられた。 (注 3) 講義は刑法とフランス法を担当した。『法学志林』にも多くの論文が掲載されているが 一九三二年に帰国後、 佐瀬は刑事判例研究を担当し、これも『法学志林』 東京地裁判事に転官の傍ら法政大学法学部教授に就任 興味深い。また、『法学志林』に薬師寺の民事 第四六巻二・三号所収)などは、 が一 まだ世 九四 界

らを招聘し、 大学運営機構の整備と教学体制の改革が推進された。 戦後、 の法政大学の良き伝統に服し、新しい時代にふさわしい新生法政大学の研究・教育体制の創造を志 間 学生たちの強い要望で、 九四六年二月に野上豊一郎学長 理事に大内兵衛、 安部能成らを配した。そして軍国主義教育の一 薬師寺と二人で法学部教授を継続した佐瀬は、 (翌年三月に総長) 野上総長は学事顧問に美濃部達吉、 が誕生し、 戦後復興のなかで、 掃と「自由と民主と進 法学部長に就任した。 高野岩三郎 新時

代

 \mathcal{O}



佐瀬昌三

就任し、 向したのである。 員として多大な功績を残したと言える。 後リベラル法政大学の方向 一九四七年、 九 五 た大内兵衛総長の下でも理事を継続した。 後三 野上総長急逝後に新制法政大学の総長に就 年、 期 にわたっ 埼玉四区から衆議院議員選挙に出馬 教授辞職後も一九五六年まで理事職にと 佐瀬は、 て政治家としても活躍 この新生法政大学の理事に 性を決定づけ 他方、 た執行部 まさに戦 佐 瀬は し当 0 任

どまり、 して法曹の躍進に尽力している。(注4)二〇〇一年享年九九歳にて逝去。 一九七七年には校友会会長を歴任し、 一九八三年には法政大学法曹会設立に伴い、

(3) 有泉亨

有泉であるが、本学法学部には多大な足跡を残している。 しかし、翌年には東京大学へ転じた。戦後の混乱期にほんのわずかしか専任として就任していなかった 人選を依頼し、 大学法文学部助教授、一九四四年同大教授となったが、わが国の敗戦で自然退職となっていた。こうし に東京帝国大学法学部卒業後、東京帝国大学法学部助手として我妻栄に師事し、 た事態のなか、本学の法学部教授陣再建のため、野上豊一郎総長が当時東大法学部長であった我妻栄に 有泉亨は、一九〇六年六月一〇日、山梨県中巨摩郡白根町 その推薦の一人として、一九四六年六月に民法担当として本学法学部教授に就任した。 (現南アルプス市) にて出生。 一九三二年 一九四〇年、

のスタートを支えた。有泉の本学通信教育部への尽力は逸することができない(注5)。 学科の通信教育課程の編成に主としてあたった。さらに、 たが、これは当時法学部教授であった有泉の建言によるものである。また有泉は、 後五○年』八九一頁)。一九四七年の通信教育部開設にあたって、美濃部達吉初代通信教育部長が就任し また、同年一○月には通信教育部が開講された際には、専任の「民法」担当者として記録されている(『戦 有泉は、専任教授として一九四七年に「民法」と「民事演習」を担当し(『大学史資料集第三〇集』二〇頁)、 宮沢俊義の三人の東大教授を主軸に展開したが、有泉亨は三教授の補助役として実務的な役割 一九四七年一〇月の学生募集から翌一九四八年春開講のわが国最初の大学通信教育 前述したように、 法学部門は、 最初に開講する法律 我妻栄、

た。「労働法」の講義はこの年より一九五二年度まで継続し、 働法学者を法政大学で育てている。丁度この年九月に法学部を卒業した青木宗也が有泉の薦めで法学部 労働法1」と「労働法2」を分担したため、有泉は「労働法特殊講義」を担当した。 九四七年に東京大学社会科学研究所に異動したが、本学との関係は、通信教育部だけではなく、 (労働法) に採用された。翌年、 大学院でも非常勤講師として長く続くことになった。このプロセスのなかで有泉はリベラルな労 有泉は兼任講師として法学部の「労働法」「私法原論」を担当し 一九五三年度からは、 青木と舟橋尚道が

道教育大学教授)、同じく古西信夫(立正大学学長)などを指導し、民法および労働法研究者を養成した。 の出講は一九六〇年度まで続いたが、この間、民法の下森定(名誉教授、総長)、労働法の小川環 九六〇年度で非常勤講師を退任した後、有泉は一九六七年度だけ、大学院で「労働法演習」を開講し 他方、 青木助手の指導を続け、青木を法学部専任講師 有泉は大学院でも一九五一年度から講師を務め、一九五二年度からは「労働法特殊講義」を担 ている。この演習はイギリス労働法の原典講読で、 (後に助教授、 教授、総長)に育てた。 大学院で (北海



ンと呼ばれた『民法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ』(一粒社)があまりに有泉といえば、恩師我妻栄との共著、俗称ダットサ

ど含蓄に富む指導の仕方が強く印象に残っている。くして労働法研究はないといった学問との向き合い

私一人であったが研究者としての心構え、

民法の基礎な

大方な

宗也の要請を受けて開講したものである。受講生は実質

(金子) が研究者志望として大学院に入学した時に青木

田雅之 響と相俟って、 の労働法を担当した沼田稲次郎 時に一九五一年、 他の追随を許さない個別的労働関係法領域の名著である。 から集団的労働関係法領域の研究に傾斜しているなかで、 た労働基準法の体系書 働法研究は斯界ではつとに有名で、 も有名であるため、 有泉の本学の労働法学研究に与えた影響は大きく、 金子征史、 しかし、 当時労働法研究者の大半がプロレーバーの立場 法学部では青木をはじめとして、 山本吉人、 九五二年に非常勤講師として法学部 京城帝国大学から帰国後、 通常民法学者と紹介されることが多 『労働基準法』(有斐閣、 清正寛、 (後の都立大学総長) 浜村彰、 民法の基礎を踏まえ 藤本茂、 有泉の労 一九六二 舟橋尚 の影 沼 司

会保障法専任教授としてリベラルな学風の労働法学を引き継ぎ、 (舟橋、 山本、 清正以外は本学出身) が労働法・社 労働法学の世界では、 法政大学の労働

法は確たる地位を占めてきている。

(注6)。

九〇九年一月、大分県臼杵市に生まれた。

旧制静岡高等学校を経て、

伊達秋雄

. О

名が挙がることが多

伊達は

一九三二年京都帝国大学法学部

戦後

の法律学科教授で名物教授といえば対外的には

4

伊達秋雄



ジュネーブで開催された第2回国際労働法学会に出席。 左:青木、右:有泉(1957(昭和32)年9月12日) (『青木宗也追悼論集』より)

66

戻り、 年退職し、 ら法学博士の学位を授与され、 を積み、 を卒業。 九六一年五月に裁判所を退官 九五七年からは刑事 司法官試補終了後は、一九三三年一二月、大阪地方裁判所を皮切りに、 同年四月には名誉教授になった。 九四八年七月から最高裁判所調査官を務めた。 一三部の裁判長として勤務。 法政大学、東京教育大学、 (依願免官)。 一九九四年一二月二五日、 同年六月本学法学部教授に就任し、 一九五三年一二月より東京地方裁判所判事に 成蹊大学、 この間、 東京都立大学などで講師を務め 九五六年一一月に立 享年八五歳で逝去。 以後一九七九年に定 裁判官としての経

飛行場内に侵入したとして、 して下した判決である。 伊達を有名にしたのは、 米軍立川基地拡張反対闘争 違反に問われた事件に対してなされたものである。 わ 一九五九年三月二〇日、 デモ隊指導者七人が「日米安全保障条約第三条に基く行政協定に従う刑事 ゆる「伊達判決」としてあまりにも有名なこの判決は、一九五七年七月八 (砂川闘争)をめぐり、 めた憲法に違反し、 東京地裁刑事一三部の裁判長として砂川事件に対 米軍が使用し、立ち入り禁止区域であった立川 判決では「米軍の駐留は戦力の不保持を定 在日米軍施設などを一般国民以上



伊達秋雄

の存在理由が問われているなかで、伊達判決のもつ意東京地裁に差し戻した。しかし、今日もなお平和憲法で審理されることになった。これに対して同年一二月で審理されることになった。これに対して同年一二月に厚く保護する刑事特別法は違憲、無効である」と判に厚く保護する刑事特別法は違憲、無効である」と判に厚く保護する刑事特別法は違憲、無効である」と判に厚く保護する刑事特別法は違憲、無効である」と判に厚く保護する刑事特別法は違憲、無効である」と判に厚く保護する刑事特別法は違憲、無効である」と判に厚く保護する。

義は失われていない歴史的判決といえる。

せない講義をしていた。(注7) あったが、実務経験の豊富な伊達は、 らに無断で教室に入り込み聴講する他大学の学生なども相当いたようである。講義は「刑事訴訟法」で は、こうした理由である。伊達の大学での講義は、世間の注目を浴びていただけに、受講生も多く、 の翌月、 一九六一年六月に本学法学部教授に就任した。伊達が名物教授として社会的に評判が高いの この最高裁判決の後、 体調の悪化も重なり、退官して、反骨の裁判官とも評された。 理論に拘泥するというよりは具体的な事例を通して学生を飽きさ 退官後

して、当番制の見回りなど実直に担当した。 た。裁判官経験者らしく筋論で学生たちと対峙し、学内の正常化に向けて文字通り身体を張って対応し 大学人としての伊達は、一九六九年に法学部長を務め、全国規模で生じた大学紛争時の対応を迫られ (注8) 学部長を退いてからも、本学の学生騒動は長く続いたが、伊達は、教授会の一メンバーと

(注1)池田浩一「恩師薬師寺志光先生の思い出」『法政大学外濠法相会五十年史』七七頁。薬師寺の人と業 (注2)佐瀬昌三「薬師寺志光教授の米寿の祝いに想う」『薬師寺先生米寿記念論文集・民事法学の諸問題 績については、 安達三季生「薬師寺志光先生の人と業績」『法学志林』八二巻二号九五頁

(注3)佐瀬の人と業績については、佐伯弘治「佐瀬昌三先生を悼む」『法政法曹』九号二頁―三頁。金子征 史「佐瀬昌三先生の思い出」『法政法曹』二五号記念号七頁―九頁。

四〇六頁

(注4) 法政大学法曹会の成立については佐瀬昌三「法政大学法曹会成立の意義」 『法政法曹』

創刊号一頁

二頁参照。

- (注5)『戦後五○年』八八九頁。
- (注6) 法政大学の労働法研究者には、 三版)』(日本評論社、一九九〇年) 就と諏訪康雄がいる。有泉・青木・金子の三代に渡る子弟の共編著に『コンメンタール労働基準法 がある。 法学部以外に社会学部創設以来、東大で有泉の指導を受けた秋田成
- 注7)伊達の業績については、吉川経夫「伊達秋雄教授の業績について」『法学志林』七七巻二号一〇八 頁——一二三頁、 九三卷一号一六三頁以下。 一九八九年一一月一八日の法政平和大学において語っている「砂川闘争と米軍駐留違憲判決」『法学志林 《判長の思い出」『法学志林』 「経夫「故伊達秋雄先生の業績について」『法学志林』九三巻一号一五七頁―一六二頁、松本一郎 堀内捷三「伊達秋雄名誉教授のご逝去を悼む」『法学志林』九三巻一号一頁―三頁、吉 九三巻一号一四七頁―一五五頁。伊達は自らいわゆる伊達判決について、
- (注8) 前揭堀内二頁。

2 法律学科の卒業生について

(1) はじめに

数が急増し、 生がいる。一九二一年に僅か数名の学生からスタートしたわが法学部は、 及ぶ。大学院の法学研究科、政治学研究科、法務研究科(法科大学院)を含めると五二〇〇名ほどの学 現在、法学部在学生の数は政治学科、 いまや質量ともに日本を代表する法学部の一つとなった。卒業生は、 国際政治学科、通信教育部の法学部を含めて、約五〇〇〇名に 戦後、 新制大学発足以来学生 国内のみならず世界

創立一五周年記念大会を田中優子総長参列の下に北京大学博雅国際酒店において開催した。「法政チャ 各地で活躍し、 (会長)が法学部卒業生である。 代表は日本から海外移住した楠本路子(一九九一年法律学科卒)、会長は北京からの留学生・曹京 現在、 海外支部は、 校友会も海外支部を多く持つようになり法学部卒業生も海外で活躍する者が増えてきて アメリカ、 例えば中国支部である「法政チャイナ」は、二〇一八年五月二六日に ヨーロッパ、アジアで一七支部あるが、そのうち四支部の代表

鉉(一九九四年政治学科卒)で、いずれも本学法学部の卒業生であった。

事は生まれていない。その意味では本学出身の二名の最高裁判所判事は誇れるものであろう。 明治大、立教大各一名である (二〇二〇年七月現在)。つまり、これら一五大学以外からは最高裁判所判 学部卒業生では二名の最高裁判所判事が誕生している。僅か二名でも、出身校ランキングでいえば六 することすら東京大学、京都大学以外の大学卒業生は極めて少数である。こうした状況のなか、 の両大学以外、国公私立のいずれの大学からも就任していない。それどころか、最高裁判所判事に就任 開設以来、 判所長官には残念ながら本学卒業生は未だ就任していない。もっとも、 和四七)年に中村梅吉(一九二二年専法卒)が衆議院議長に就任している。 である行政権の長である。また立法権の長は衆参両院議長であるが、わが法学部からは、一九七二(昭 臣に選出され、法政大学法学部がさらに世間で注目された。総理大臣といえば、 ところで、二〇二〇年九月には、 名古屋大、 二名以上の大学は、 一九名が就任しているが、そのうち一六名は東京大学卒業生、三名が京都大学卒業生で、 法政大、早大、日大が二名となっている。これ以外は金沢大、 東京大学、京都大学のほか、 菅義偉が本学卒業生(一九七三年法政治卒)として初めての総理大 中央大一四名、 東北大四名、 最高裁判所長官は、 しかし、 慶應大、 いわゆる三権のひとつ 司法権の長、 国際基督教大 最高裁判所 本学法

は、 裁判所判事を目指して頑張るよう叱咤激励を受けた因縁があった。(注1) 邸を訪れる機会があった。その際、 会長就任の要請や再建記念法律討論会に「小谷杯」の贈呈を懇願しに最高裁判所旧庁舎の裁判官室と公 研究団体、 がある。 は戦後の卒業生で世代的には少し離れているが、遠藤が法学部学生の時に二人の間には面白い因縁話 本学部出身の二名の最高裁判所判事は、 司法試験合格の報告に訪れたときである。小谷は非常に喜んでくれて、 遠藤は、 正確には知新会の前進である「先誠会」)で勉強していたことを知り、 前述したが当時最高裁判所判事の小谷勝重が学生時代に創設された「知新会」 小谷は一学生の頼みを快く引き受けてくれた。そして二度目の訪問 小谷勝重と遠藤光男である。小谷は大正時代の卒業生、 法政大学から二代目の最高 その再建を目指し、 遠

は疑う余地がない ずれにしても、 法学部一〇〇年の歴史のなかで小谷、 遠藤の二人が特筆すべき卒業生であることに



小谷勝重

(2) 小谷勝重

業の傍ら、 年四月大阪弁護士会副会長に就任した。他方、 一九一七年三月に大阪で弁護士を開業した。一九二九 業後一九一 生まれた。 二月、 小谷は一八九〇年一二月二 『日本取引所法制史論』 証券取引法の研究に取 六年一二月に高等文官司法官試験合格。 九一 四年、 法政大学専門部法律学科卒 兀 で法政大学から法学 日 り組 京都 み、 府丹: 九 四 弁護士 町

博士号を授与された。(注2)

戻った。東京生活が長かったことから、事務所は大阪から東京に移し、当時少壮弁護士として活動して して一三年余の長きにわたって活躍したが一九六○年一二月に定年により退官した。退官後は弁護士に 足した最高裁判所の初代判事に就任した。私立大学卒業の最初の最高裁判事でもあった。最高裁判事と いた遠藤光男を新事務所に勧誘したが、 ○月二七日享年七二歳で逝去した。(注3)なお、小谷は、一九四八年八月に法政大学監事に就任し、 九五四年五月まで継続して、大学運営の目付け役としても活躍した。 一九四六年四月に大阪弁護士会会長に就任し、翌一九四七年八月には新憲法の施行とともに発 遠藤の所属事務所の事情もあり実現しないうちに、

(3) 遠藤光男

てのスタートを切った。 を中退し、一九五三年四月、 のまま法政大学大学院修士課程 九四九年四月に法政大学法学部法律学科 遠藤光男は、一九三〇年九月に東京都港区で出生し、 司法修習生となり、一九五五年四月に後藤信夫弁護士事務所で弁護士とし (私法学専攻) に入学したが、在学中に司法試験に合格したため大学院 (新制) 第二学年に移行し、一九五二年三月に卒業した。そ 一九四七年四月、 法政大学予科 (旧制) に入学

法学部長・中村哲(後の総長)と法学部の司法試験受験指導担当教授・池田浩一との間で、 二月まで四○年間にわたって開講した。この遠藤のゼミから多くの司法試験合格者が誕生してい だ二五歳の若手弁護士である遠藤が法学部のゼミを担当することになったきっかけについては、 九五 立四年四 1 .月から法政大学法学部非常勤講師として「民法演習」(ゼミ) を担当し、 中村から池 九 当時 る。 九 五年 ま

田に遠藤の非常勤講師就任について相談がなされた記録が残されている。(注4)

行動と対応に、いかにも「リベラル法政」らしさを感じるため、ここに、要点を抜粋しておく。 らの記録もある。それは、中村総長が逝去された際の弔事文である。少し長文になるが、 導者としての遠藤の才覚を高く評価していたことがうかがわれる。このときの事情については、 そこでの記録をみると、 中村法学部長は大学の憲法講義を通じて遠藤の存在を承知していて、 遠藤と中村の 遠藤 ゼミ指

たが、この時、学生部から事前にその原稿を提出するよう求められました。私は、そのこと自体に何か 業式直前に起こった或る一つの出来事は、私にとって終生忘れることの出来ない思い出となってい えを受けてきたほか、 私 私は、先生のご推薦もあり、卒業式当日卒業生一同を代表して答辞を読ませて戴くことになりまし (遠藤)は、週に一度の(当時法学部長であった中村の学部における憲法の)講義を通じて先生 何かにつけて先生から親しく個人的にご指導を賜るようになりました。 略 一の教



遠藤光男

を削除するよう指導されてしまったのです。その内容 の私は、このような学生部の指導は、 な考えであったと言わざるを得ません。 ば若気の至りと言うべきでありましょう。 の対応を非難しようとしたものでした。今にして思え 学友たちが退学処分になったことに言及し、大学当局 は、在学中の学生運動を通じて三一名にも及ぶ我 憲法で保障された言論の自由を制約するも 検閲制 しかし、 誠に浅はか 度の

部

ま

余地がない。 勧進帳事件_ 上初の冤罪がぬぐわれた吉田石松事件にかかわり、 後藤弁護士の事務所で弁護士業についたが、まだ新人の頃に「昭和の巖窟王事件」として名高い再審史 この時から最高裁判所判事に就任するまで四〇年間にわたって「民法演習」を続けたのである。 いては駄目だ。法学部でゼミを持たせて上げるから、 突然先生からお呼び出しを受け、―中略―『君は弁護士になったからと言って金儲けばかりに専念して がしました。そして、その通り実行させて戴きました。後日、先生とお会いするたびごとに、先生から は出来ないであろう。』と付け加えられた」、―中略―「(この言葉を聞き) 目から鱗が落ちるような思い するよう念願しているという程度のことを君が思いつくままに述べたとしても、 中略―『たとえ答辞の中に書き込まれていないとしても、退学処分を受けた仲間たちが一日も早く復学 い。』と言われました。そして、先生は、このあと突然私に対して歌舞伎の勧進帳の話を持ち出され とも卒業式の答辞の中に織り込むべき言葉ではない。学生部の指導どおり、 けを述べさせて戴きました。ところが、先生は、諄々として私を諭され、『このようなことは、 のではないかという思いに駆られていたのです。 『卒業式答辞勧進帳事件』と称して揶揄されていた」。―中略―その後、「弁護士登録をして間も無い頃 遠藤は、 東京弁護士会司法修習委員会委員長、 弁護士としての会務も精力的に取り組み、 昭 「和の巌窟王冤罪事件」の経験がその後の遠藤の法曹活動の根底にあったことは疑う 日本弁護士連合会司法研修委員会委員長などを歴任し、 早速私は、 人権の大切さを身をもって経験した。「卒業式答辞 引き続き勉強するように。』と言われた」。 司法研修所民事弁護教官、 学部長室に先生をお訪ねし、 この部分を削除した方が良 誰も君を非難すること 法務省法制 私の思 遠藤は 審 少なく

一九九五年二月最高裁判所判事に就任した。二〇〇〇年九月に定年で退官したが、翌二〇〇一年には法

号を授与されている。(注7) 遠藤にただ敬服するばかりである。 急病で入院したとの連絡を受けた。そして入院したまま二○一六年五月享年八五歳で逝去した。 教育に専念した。しかし、この年の第一 門」と改称) 律扶助協会会長に就任した。また、この年より法学部において、前述した「法曹論」(後に「法律実務入 法政大学法学部で学んだ「正義と人権」を後輩の若い学徒に伝承しながら衝撃的な形で人生を終えた 遠藤の法律事務所の共同弁護士高須順一よりコーディネータをしていた私(金子)に電話が入り、 の講義のなかで「法曹倫理」の特別講師に就任し、二〇一四年度まで法律学科の二年生の なお遠藤は、二〇〇二 (平成一四) 年五月に法政大学より名誉博士 回目の講義を終了し、夏休みを挟んで第二回目の講義の当日早 (注 6

- (注1) 遠藤光男「小谷勝重先生の思い出」 『法律相談』 三七号七頁。
- (注3)遠藤光男「小谷勝重先生を偲んで」『遠藤光男元最高裁判所判事喜寿記念文集 河村鉄也、 戦前の法学部では、昭和一二年以降に、小谷勝重、 佐瀬昌三の七名に提出論文を審査の上、法学博士の学位を授与している 小山松吉、 竹内賀久治、 水谷吉蔵、 『百年史』 -随筆集編』二四一頁 四〇九頁。 角田幸吉
- (注4)池田浩一「遠藤講師と中村総長、遠藤裁判官と村山総理大臣との出会い」『遠藤光男元最高裁判 事喜寿記念文集— -随筆集編』 五頁-所判

—二四二頁。

- (注5)遠藤光男「中村先生を偲んで」『法政法曹』 | 一号||二頁||一三頁
- (注6 高須順一 「遠藤光男先生を偲んで」『法政法曹』二三号三頁
- (注7) 法学部卒業生で法政大学名誉博士号を授与されたのは、遠藤のほか大島雄次 る。この二人は法学部学生時代の法律相談部の同期生で、 共に大学院で学んだ。奇しくも二人同時 (安田生命社長、

$\overline{\mathbb{I}}$ 補遺資料 新制法学部設置後の歴代法学部長、総長、 役員

役割を果たし貢献してきている。以下、歴代法学部長、法学部出身総長および役員(理事)の一覧を記す。 刻んできた。戦後、新制法学部となってからも、学部執行部体制を確立し、同時に学内行政でも一定の 法学部は、本学で最も歴史を有する学部である。大学令による学部も、経済学部と並んで長い歴史を

(1) 歴代法学部長

九四九年度~一九五六年度 中村哲

九五七年度~一九六二年度 安井郁

九六三年度・一九六四年度 石母田正 (ただし、一九六五年二月九日以降は飯田貫一)

九六五年度・一九六六年度 飯田貫一

一九六七年度‧一九六八年度 倉橋文雄

一九六九年度 伊達秋雄

一九七〇年度 内山尚三(ただし、一九七〇年一〇月一七日以降は舟橋尚道)

一九七一年度 舟橋尚道

一九七二年度・一九七三年度 池田浩

九七四年度・一九七五年度 阿利莫二 青木宗也

九七八年度 九七六年度・ 一九七七年度 吉川経夫

九八〇年度 九七九年度 松下圭一 安達三季生

九八五年度 九八四年度 小島昭 大橋智之輔 九八二年度

西嶋梅治

九八一年度

須永醇

九八三年度

下森定

九八六年度 成澤光

九八七年度

高橋一修

九八八年度 太田勝洪

九九〇年度 九八九年度 岡村忠夫 袖井林二郎

九九一年度

永井憲一

九九三年度 九九二年度 九九四年度 江橋崇 前田重行 飯田泰三

一九九六年度 福井厚一九九五年度 堀内捷三

一九九八年度 金子征史一九九七年度 寺尾方孝

二〇〇一年度 鈴木佑司二〇〇一年度 浜川清

二〇〇四年度 岸井大太郎

二〇〇二年度

下斗米伸夫

二〇〇五年度・二〇〇六年度 田中開

二〇〇八年度 川口由彦

二〇〇七年度

浜村彰

二〇一一年度 河野康子 心田敦

二〇一四年度・二〇一五年度 大野達司二〇一二年度・二〇一三年度 廣瀬克哉

二〇一八年度・二〇一九年度 和田幹彦

二〇一六年度・二〇一七年度

荒谷裕子

2 総長

戦後、 法学部出身の総長は以下のとおりである。

中村 哲 (総長) 九六八年五月一日~一九八三年六月四 $\overline{\mathsf{H}}$

青木宗也 (総長代行) 九八三年六月五日~一九八四年三月八日

青木宗也 (総長) 九八四年三月九日~一九八八年一二月九日

阿利莫二 (総長) 九八八年一二月九日~一九九五年三月三一 日

(総長) 九九五年五月二九日~一九九六年六月七日

下森

決定した。新総長となるのは、法学部(政治学科)教授の廣瀬克哉であるが、法学部出身としては二五

なお、本校執筆途中の二○二○年一二月九日に大学理事会において、二○二一年四月からの新総長が

年ぶりとなる。

以上の総長のうち、青木 (一九四九年九月法学部卒業)と下森 (一九五六年三月大学院修士課程卒業) は

法政大学卒業生である。

3 理事

戦後、法学部出身の理事は以下のとおりである。

佐瀬昌三 九五一 年四月二四 日分 一九五四年四 月二 匹 H

九五一年四月二四日~

九五三年一一月一九日

薬師寺志光

浜村彰 浜村彰 石母田 安井郁 中村哲 児玉正 廣瀬克哉 廣瀬克哉 中 金子征史 金子征史 舟橋尚道 青木宗也 青木宗也 舟橋尚道 舟橋尚道 -村哲 瀬昌 īE. 二〇〇八年四 1〇一七年四月一 一〇一五年四 一〇一一年四月 100二年五月 九九九年五月 九八七年五 九八一年五月一 九七八年五月 九七五年五月一 九六三年五月三一日~ 九六二年四月一九日 九 九七四年四月一 九六八年七月二二日 九六三年五月三一日 五四年四 五四年四 月 月一 月二四 |月二四 月 五.日 日~二〇二一年三月三一 日分 日 〈 H H 日 日~二〇一四年三月三 日~二〇一一年三月三一 日~二〇〇五年三月三一 日~二〇〇二年四月三〇日 5 (H 日 ←二○一七年三月三 ((一九八一年四月三〇 九八八年一二月九日 九七八年四月三〇日 九八三年三月九日 一九七五年四月三〇 一九六五年八月一九日 九六九年四 九六六年四月三〇日 九六三年五月三一 九 九五七年四 五七年四 月三〇 月二三日 月二三日 H 日 H H H H Н

(法政大学名誉教授 金子征史)

戦後法政大学法学部を彩った教授たち -政治学・憲法・基礎法を中心に

出席者 飯田泰三 (法政大学名誉教授)

石川健治(東京大学教授)

司会 杉田 敦(法政大学教授)

杉田が務めさせていただきます。 として、憲法専攻の、東京大学の石川健治さんにもお出でいただきました。司会は私、政治理論専攻の 政治思想史を専攻される法学部名誉教授で、法政大学史にも詳しい飯田泰三さん。もうお一方、ゲスト 政治学・憲法・基礎法あたりを中心にお二方からお話を伺って行きたいとおもいます。お一人は、 杉田 本日は法政大学法学部の一〇〇年をふりかえる企画の一環で、特に第二次世界大戦後の法政の 日本

●旧植民地帝大と中村哲

杉田 早速ですが、戦後の法政大学法学部は、 植民地の旧帝国大学から戻ってきた中村哲さんたちが



さんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などをさんが迫害された天皇機関説事件(一九三五)などを

意味について研究されているわけですが、そうした観点から、まずは中村哲さんの台北時代のあたりか る意味で自由な空気の中で、しかし同時に植民者としての難しい立場も抱えながら理論形成したことの きっかけに、学問の自由が確保しづらくなった日本を遠く離れて、植民地において尾高さんたちが、 お話いただければと思います。

戦前から植民地大学との縁はあったのではないでしょうか。そして戦後は、今度は植民地大学からの でした。たとえば政治学の戸沢鉄彦さんは、京城に行く前は法政にいたと思います。そういう意味で、 と台北に二つの帝国大学ができるわけですが、実はそこにできた新しいポストへの供給源の一つが法政 受け皿」が必要になり、 石川 それでは、その少し手前で私が関心をもっていることについてまずお話しますと、 その一つが東大の社会科学研究所です。それから愛知大学です。 戦前、

炒田 東亜同文書院から移ってきた人たちですね。

です。 政の通 の間 また野 弟子筋の井上学麿さんは、中村哲さんの台北での前任者にあたる方ですが、 石川 上豊 数年間 .信教育部の基礎をつくったともいわれています。そういえば、 わゆるリベラルな法政のカラーというのは、 ほかにも九州大学や金沢大学などにも行っていますが、 郎総長時代に、 法政にいました。こういう人たちが中村哲さんあたりと一緒にい 実はごく短期間、 美濃部達吉さんが在職しており、 その後の大内兵衛総長の時代になって、ようやく 法政もその「受け皿」となりました。 右翼の憲法学者で、 戦後亜細亜大学に行くまで 急死されるまでに、 たというのが、 筧克彦さん 面白

んの晩年の仕事をまとめた『宇宙神話と君主権力の起源』(法政大学出版局、二〇〇一)の「解 以上も法政大学史に携わっていまして、『法政大学と戦後五〇年』(二〇〇四) 「戦後精神の光芒-今おっしゃったことは、 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 私は 『法政大学百年史』(一九八○) ·丸山眞男と藤田省三を読むために』みすず書房、二〇〇六、所収)や、 その通りだと思います。 でかなり詳しく書きました。 の最初 の 一 中村哲さんについては、亡くなる少し前に中 ○年分を書いた頃からですか の執筆にも加わりました 『沖縄文化研 5 もう 題 应 (飯 究31

固まったのではないでしょうか。

中

村哲先生追悼記念特集号』

(三)〇〇四)

法の につい さんの最初の助手です。 んは一九世紀ドイツの憲法学者・政治学者であったフリードリッヒ・ユリウス・シュター なっていますが実は政治思想ですし、 ポストができたので、 ·村さんが法政に来た経緯ですが、 て助手論文を書いたのですが、 ちなみに第二番 南原さんがそこに送り込んだというわけです。 政治思想では就職口がないということで、ちょうど台北帝大に憲 彼は東大でフィヒテなどの政治哲学を研究した政治学者 目の助手が丸山眞男さんですね。 東京では、 たまたま民俗学者 柳田国男の家の隣に住んでい したがって、 南原さんのところで、 憲法とい ルの政治 南 思想 -村さ 原繁

13

天衣無縫に話が飛んで、すごい話なんだが、あまりにも散漫に広がりすぎて、普通の人にはついていけ でそのままになっています。ちなみに中村さんの綽名は「偉大なる散漫児」なんですよ。子供みたいに もやっていて、『台湾民俗』の創刊に関わったり、そこに何本かの論文を書いたりしています。 て、隣と言ってもちょっと距離があったようですが。台北でも憲法学を教えてはいますが、 たのをきっかけに民俗学に深入りしたそうです。と言っても、 中村さんには大学史の方でヒアリングをし、テープがたくさんあるのですが、話があまりに散漫なの 当時の成城学園ですから、林や畑があ 実は民俗学

一同 (笑)。

ない……

とです。これが戦後、いろいろと批判されましたが、このあたりをどう考えるかは問題です。 く政治学者・矢部貞治さんの影響で、一時期、東亜協同体論もしくは共栄圏論の線で議論を展開したこ こが独特の魅力ですが。中村さんは良心的な植民者として活躍しました。一つ問題になるのは、 憲法学者であると同時に植民地法学の専門家となりました。『植民地統治法の基本問題』(日本評論社 ということもあり、植民地統治法について研究し、後藤新平さんの復刻のようなことをやったわけで、 て襲ったのが、中村さんです。彼は歴史家であると共に植民学者として知られる竹越三叉さんの親類 史観に関する文部省直轄研究所である国民精神文化研究所に「栄転」した後を、憲法学者に「変装」し ました。先ほどふれましたように、台北では井上孚麿さんが憲法を教えていたのですが、彼が、皇国 一九四三)はいい本ですが、法学者の本とは少し違い、やっぱり政治思想の先生の書いた本ですね。そ 石川 台北帝大は、法学部をつくると、そこで学んだ台湾人エリートのナショナリズムに火をつけてしまう 「偉大なる散漫児」かどうかは留保しますが、飯田さんの解説からは大いに学ばせていただき おそら

から、 という判断から、 中村さんとは逆に法律学者が政治学者に「変装」している場合もありました。そういうところです 法学部よりもむしろ中村さんには居心地がよかったのではないでしょうか。 意図的に法学部を置かず、 法律の教授も多くは文政学部に所属していました。そのた

教の宮澤俊義文庫などに見られます。 戦後批判されることになりますが、この時期中村さんは統帥権の研究をしていたようで、その痕跡は立 はその方向で戦時体制への協力を迫られました。 に微妙な影響を与えた可能性があります。 それをベースにした南洋の諸民族についての法社会学的な研究を行っていました。このことも中村さん 他方で、理農学部には井上さんと同じく筧門下の増田福太郎さんがいて、台湾原住民の現地 なお、戦時中には、 筆の早い人は戦時法についての本を公刊してしまい 戦時法の研究会が東京で始まり、 調 査

湾文庫)、こうした研究風土も中村さんに影響を与えているでしょう。 すなわち現地の古い慣習についての調査事業が行われ、 成をふまえる必要があります。 なかったとはいえないと思います。戦後の中村さんを理解するためには、 が、それも台湾時代のことを抜きにしては考えられないでしょう。 戦後も、 彼は沖縄研究をはじめとする一連の、 先ほどの解説において飯田さんが書かれているように、 61 わば広い意味での 彼らの使った本は現在、 増田福太郎さんの仕事を意識して 「植民地研究」を行うわけです 戦前の、 東大にありますが 特に台湾での学問形 台湾では旧

係が大きいと思います。 先ほどの東亜協同体論ですが、これは矢部貞治さんとの関連もありますが、三木清さんとの関 三木さんとだいぶ付き合ったので。

ね。 その時は日本にいないですから。 かか 三木さんたちのいわゆる「新体制」 運動には中村さんはコミットしていないですよ

さんとは、三木さんのところでしょっちゅう顔を合わせており、 木さんの縁なのです。三木さんの法政時代の教え子でありキェルケゴールの研究者であった桝田啓三郎 そうです。その時はいません。ところが、興味深いことに中村さんが法政に来たのは実は、 戦後、 中村さんが都内でばったり桝田

さんに会って法政に誘われたということのようです。

研究の話も聞きました。 れていったのですが、その時、 人貴族院議員)に言われて行ったそうです。丸山さんが亡くなった年に私は台湾に法政大学の学生を連 学が当然視されていましたが、今度台北帝大ができたのでそこに行けとお父さん(辜顕栄、最初の台湾 といういわれがあるそうですが。辜振甫さんは成績が良く、当時としては日本本土の東大か京大への留 明の守備隊長で、明が清に滅ぼされた時に、罪を意味する「辜」に改名することでようやく生き延びた なお台北で中村さんが最初に教えた学生の中に辜振甫さんという人がいました。この辜さんの先祖は 中村さんに言われて辜振甫さんに面会し、中村さんの台湾時代の民族学

●石母田正の周辺

そうした文脈で思い出されるのが、法政の法学部で日本法制史を講じておられた石母田正さんです った議論との関係も、 天皇制 すなわち日本思想において時代を超えて変わらない「通奏低音」のようなものが見てとれると 中村さんは、先ほどお話の出た『宇宙神話と君主権力の起源』など、日本の古代国家の形成過 の神話的な起源についても研究されました。そのあたりで、丸山眞男さんの 取り沙汰されています。 0

ね。彼も日本の思想史上、重要な名前と思いますが

担当ということで、 に東大には残れず、 京大学出版会、 石母田さんは中村さんの関係で法政にいらしたわけではありません。 一九四六)などで注目された古代・中世史学者でしたが、マルクス主義者であったため 最初から来られていたのです。 法政でも、文学部史学科の教員たちとは疎遠でした。それで、法学部で「法史学 『中世的世界の形成』

長だった石母田さんです。 ては異例の形で『法学志林』 配原理』(未來社、 他方で、石母田さんは藤田省三さんのことはかわいがっていましたね。 一九六六) に結実する助手論文を書いた時に、これは素晴らしいと、 の筆頭論文として掲載することを決めたのが、 藤田さんが『天皇制 当時 『法学志林』 これを助手とし 編集委員 国家の支

彼は病気で定年を前にして辞めましたが、 その時の法学部長であった民法の須永さんが、 名誉教授 \mathcal{O}

石母田正

背景にあると聞きました。

黙って机の中にしまっておいたそうです。 ると言って、一度法政に辞表を出しました。しかし、そのとき学部長だった石母田さんは、その辞表を を支えるため、江田さんが社会党の委員長選挙に勝って委員長になったら、『社会新報』の編集長にな また、松下圭一さんは、社会党の江田三郎さんが一九六〇年代初頭に推進した構造改革の時に、それ

さんは教授でいられたわけですね それで、社会党左派の反対で江田さんが委員長選挙に敗れ、 構造改革が挫折した時にも、

らはそのまま受理してしまった。 際局長になるという予定で、やはり辞表を出したのですが、山本満さんの勤務先の共同通信社は、こち そうです。実はその時、国際政治学の山本満さんも、江田さんが委員長になったら社会党の国

一同(学)

それで山本さんは辞職せざるをえなかったのですが、その後(一九七六年)、松下さんが山本さ

んを法政に呼んだということもありました。

杉田 大変興味深いお話ですが、石川さん、このあたりでコメントは。

した民法の有泉亨さんが、戦後、東大の社研に行く前に法政にいらしてますね。 中村さんがいらしたころの台北の文政学部には、最高裁判事まで務めた行政法の園部逸夫さん (園部敏)も法学者として在籍しておられました。 他方、法政との関係では、 京城帝大にいら

私は東大の日本法制史の石井紫郎さんから、石母田さんは「マルクス主義歴史学の最良部分」 石母田さんは、法制史の方ではどう位置づけられているのでしょうか。

さんの その後私は東京都立大学に就職しましたが、そこで石井さんの弟子の水 林 彪 さんに会ったので、石井 であるという評価を伺いました。そこで、関心をもって石母田さんの著作を読むようになったのです。 石母 Ħ 評をお伝えしたところ、不満そうでした。水林さんは、 同じマルクス主義者でもあり、

だ」という一節を。水林法史学は、 敗北したわけではない。 室町幕府と結んだ東大寺の勢力の前に滅んだ)の部分を朗読されたのです。 田さんの 会があっ 態に陥りました。こうした動きに対して、水林さんが図書館長を抗議辞職されることになり、 その後 髄からの石母田ファンですから。 た時のことです。水林さんは、すでに暗くなった会場で、淡々と、 『中世的世界の形成』 石原都政が都立大に介入をし始め、その圧力を受けて都立大は、 また守護の武力に敗北したわけでもない。 の「黒田の悪党」(中世に三重県方面の荘園に拠点を置いた勢力で、 端的に言って、石母田法史学の継承だと私は思います。 黒田悪党は、 「黒田悪党は、東大寺のために 先ほども言及のあった石母 内部 自分自身に敗北したの から瓦解するに近 彼を囲 倉 状

山眞男講義録 しい存在に感じてきました。 「承したと言ってもいい形で、「古代天皇制論」を展開しましたね 飯田 水林さんは、 『天皇制史論』 [第四冊]』、 丸山さんの「古層」 岩波書店、 東京大学出版会、 二○○六、等)。その点で、 一九九八)における「古代王政のイデオロギ 論、とりわけ一九六四年の東洋政治思想史講義 私は水林さんとは (『記紀神話と王権の 面識は Ì あり 祭 的 飯田田 形 ませんが 岩 成 |波書店 丸

●藤田と松下の時代

ないのではないかと思います。 人が、法政法学部政治学科の、というよりも法政法学部の「黄金時代」を築いたことについては異論が 杉田 このあたりで、 藤田省三さんと松下圭一さんの方に話を移して行きたいと思います。 このお二

しました。 すなわち日本社会の特殊性を強調する傾向が強かったと言えるでしょう。日本社会への根源的な批判を における講座派と労農派の対立をふまえると、藤田さんは丸山さんなどとも同様に、 両者共に、 フランクフルト学派の批判理論などとも通じる批判のスタイルは、多くのファンを集めまし 初期の天皇制論から、後期には「高度成長」に浮かれる「安楽の全体主義」への批判を展開 初期にはマルクス主義の強い影響を受けましたが、戦前のいわゆる「日本資本主 わば講座派的

僚中心の国家主義的な「官治」にとどまっていると批判し、 いう、いわば労農派的な認識に立ちました。その上で彼は、 ものの、七○年代ころからは「都市型社会」として欧米ともさまざまな問題を共有するようになったと これに対し、松下圭一さんは、戦後日本はある時期までは「農村型社会」としての特徴をもっていた これまた日本政治に大きな影響を残しました。 日本の統治構造が依然として明治以来の官 自治体を中心とする「自治」への移行を強

リスでの在外研究から一九六九年の春に戻ってきて、その前年から総長に選出されていた中村さんの下 そもそも私が法政に来たきっかけは、 藤田省三さんにひっぱってもらったことです。 彼はイギ

には戻ることになるのですが、一旦辞めた時に後釜として私を推してくれたのです。 トライキを、 実質的な総長補佐のような役割を果たしていましたが、一九七○年に法政大が学生のバリケー しかし、それをきっかけに、藤田さんは一旦法政を辞めることになります。 機動隊を入れないで解決したときには、かなり大きな、決定的な役割を裏でしていたら 結局、 一〇年後 ・ドス

たいことがあるから、来てくれ」とのことで行ったところ、その話もそこそこに、「これから松下さん 田さんがまた現れました。そして翌日、 それからしばらくして、 出しました。それが私の藤田さんと会った初めで、その後藤田さんの家に押しかけたりしたのですが その当時、 私も出ていたのですが、そこに藤田さんが、おそらく帰国後のあいさつも兼ねて、ひょっこり顔を 体調が悪くて講義ができない状態であった丸山眞男さんはご自宅で大学院のゼミをしてお 丸山邸の同じゼミで私が頼山陽の『通議』 藤田さんから電話があり、 のどこかの章の報告をする場へ、 「君の昨日の話についてコメントし



藤田省三

なっていました。 しかけました。私も松下さんの御高名は知っていたので喜んで伺ったのですが、結局、飲みすぎて終電に間に合わず、そのまま松下邸に泊まった始末です。そうの家へ行こう」ということで、当時新婚の松下邸に押の家へ行こう」ということで、当時新婚の松下邸に押の家へ行こう」ということで、当時新婚の松下邸に押の家へ行こう」ということで、当時新婚の松下邸に押

飯田 当時の法政の法学部は、一同 (笑)。

んの政治学が中心のように、

外からは見えました。

中

村

藤田

松下さ

座談会「戦後法政大学法学部を彩った教授たち ――政治学・憲法・基礎法を中心に」



思いました。

さんです。丸山さんから中村さんへの書簡が多く残

藤田さんと松下さんを法政の助手に呼んだのは中村

は、丸山さんがまず松下さんを、そして翌年藤田さん

ていますが(『丸山眞男書簡集』、みすず書房)、そこに

を推薦した経緯が明らかになっています。そうした形

で、法政は政治学研究の拠点になることになります。

村哲さん、石母田さんという流れともつながるのかもしれません。ところで、藤田と松下という二人の を大量に持ち帰ったようですね。おそらく日本古代史研究の西郷信綱さんあたりの影響でしょうが、中 ちなみに、 藤田さんはイギリスから帰国時に、エヴァンス・プリチャードなど社会人類学の本

関係について、飯田さんはどう整理されますか。

が、これは明らかに松下さんへの当てこすりでした。都市化すればすべて解決するなどといった話では 都市政策』(一九七二一)を岩波から出し始めた時、藤田さんは「五人の都市」という文章を書きました お会いしたころには、二人の考え方はすでにかなり離れ始めていました。松下さんが『岩波講座・現代 学生時代に二人とも、丸山ゼミだったということはもちろんあります。しかし、私がお二人に

のいらっしゃる法政に行かれるということでうれしく 時はあまり意識していませんでした。そういう人たち 政学者で後に総長となった阿利莫二さんのことは、

大衆はもはや天皇を芸能人のように見ているのであって、戦前の天皇観からは変わっているという議 杉田 それ以前に、松下さんの「大衆天皇制論」、つまり皇太子ご成婚のような出来事が示すように、

藤田さんの天皇制論に対抗している、ということはないでしょうか。

で、そちらとの関係で藤田さんとの比較論を若干しておきましょう。 る大衆社会論の意義」等。すべて『現代政治の条件』中央公論社、一九五九、 う印象はなく、むしろ、一九五六年末から五七年にかけて書いた諸論文(「大衆国家の成立とその問題性」、 こした「大衆社会論」の延長上で、折からの「ミッチー・ブーム」を捉えて書いたものだと思いますの 「マルクス主義理論の二○世紀的転換」、「巨大社会における集団理論」、「史的唯物論と大衆社会」、「日本におけ 大衆天皇制論」 藤田さんの (正・続、 『天皇制国家の支配原理』の話を始めるとキリがなくなりそうですし、 『中央公論』一九五九年四、八月号)は、 あまり藤田さんを意識したものとい 所収)によって論争を惹き起

た。 衆社会の問題としての側面でもあるということを提起しました。藤田さんは、 松下さんは二〇代で「大衆社会論争」を展開し、日本政治の問題は単純な階級闘争論では扱えず、大 戦争直後に二年ほど故郷で農業をやっていたため、大学の学年は松下さんより一つ遅れ 年齢は松下さんより一つ

出身ですが、ご両親は瀬 いう考えをもつようになりました。 の郊外の特定郵便局長の息子ということで、 この二人は、 さらに福井地震で壊滅するのを経験する中で、松下さんは村落共同体を壊さなければならないと 出 身 地域 一戸内海の大三島の出身なので農村をよく知っている。 の違いもあってか、 一方、 藤田さんは、 都市と農村の境目で育ちました。そして福井市が空襲でや 農村共同体についての考えが異なります。 ムラについては単純な全否定ではありません。 他方で松下さんは福井市 藤田さんは今治

B

「天皇制国家」論文では、「共同体としての国家」と「権力機構としての国家」という二分法があり、

れは丸山の「日本の思想」にも受け継がれています。

学界でも色々な受け止め方があったようですが。 き、日本の憲法学がドイツ型の国家論にもとづく「官」の憲法学である、と批判しました。当時、 なるほど。ところで松下さんは七○年代に『市民自治の憲法理論』(岩波新書、一九七五)

理論ですから。ちなみに、行政法の塩野宏さんは、講義で松下理論について、「自分もこんな格好いい ことを言ってみたいものだと思った」と言っていました。 うのが興味深い点です。杉原さんの「プープル主権」論とは、民衆の手に権力を取り戻すべきだという 時代的には、政治的な立場としてはむしろ松下さんに近いはずの杉原さんのような方が反発した、とい を指摘するといったことになりました。ただ、その後はこれについてはあまり論じられていません。同 んが批判的なコメントを出し、私の師匠である樋口陽一さんも、松下理論における「公共」概念の甘さ 「松下ショック」と言われていたようですね。これに対して、「プープル主権」論の杉原泰雄さ

- F

もいわば神話的な構成である、と。ただし、松下さんの「自治」 下さんは、通説的な憲法学の国家論が空虚であると批判するが、松下市民論も同様ではないか、どちら しましたが(『法律時報』六九巻六号、二七頁以下[一九九七年])。 石川 その後、あまりにコメントが出ないので、私は一度批判的なことを書いたことがあります。 論には継承されるべき点がある、とも

も出てきており、これらは松下憲法論とある程度通じるものがあるようにも思うのですが。 しかし、実際にはその後の憲法学の中では、「市民主権」 論や「国民内閣制」論といったもの

図ったのだと思われます。 論」やその背景にある階級闘争史観ではもはや無理であるとして、「市民主権」という概念で再構築を 石川 辻村みよ子さんが「市民主権」論について論じられたのは、杉原さんのような「プープル ただ、私は辻村さんに対して、あまり論理的でないと批判したこともありま 主権

杉田 「市民主権」という概念に矛盾があるということですね。

す。

を生かそうというところから来ています。 石川 そういうことです。いずれにしても、辻村さんは松下さんの影響ということではなく、 杉原説

私は、 いませんが、 ゃっています。法政で憲法を講じた江橋崇さんのように中村さんへの強いコミットメントはおっしゃ 次に高橋和之さんの「国民内閣制」論についてですが、ご本人は中村哲さんと親しかっ 高橋さんもリベラルな「法政スピリット」を残していたのだなと思います。 結果的に、 高橋憲法学には中村憲法学に近いところがあり、ここが興味深いところです。 たとお

法学です。それを法政時代に構想されたわけで、そこが興味深いと思っています。 橋さんは直撃を受け、 民政 régime populaire」に変えるべきだと。 による強い政府をつくるべきだという発想でした。従来の「議会政 régime parlementaire」から、「人 います。その源流は、フランスの左翼ドゴール主義者であったルネ・カピタンという憲法学者にあ 正 |なしに、選挙における競争性を強めるという運用でできると高橋さんは九○年代くらい 国民内閣制」論とは国民が内閣を直接に選べるようにすべきだというもので、 この人は樋口陽一さんの留学時代の指導教授だったのですが、ドゴールを支持し、 日本に導入しました。これは東大的な「官」 樋口さんはなぜかこの議論に影響を受けなかったのに、 の憲法学でなく、 しかもそれは憲法改 いわば「民」 人民の直接公選

その場合の「法政スピリット」とは松下さんとは関係ないのでしょうか。

石川むしろ、中村さんでしょうね。

軸とした選挙制度改革や内閣の権限強化に結び付き、結果的に権力の一元化を進めるような効果をもっ かったのでしょうか。高橋さんのような議論は、九〇年代以来の「政治改革」の文脈で、小選挙区制を カピタン流の議論を現代日本に導入した時に、どういう含意をもつかといったことは考えな 松下政治学研究に向けて」、『法学志林』一一四巻三号、二〇一七)。 同じことを私は、松下さんの理論についても感じ、批判的に論じたこともあります

高橋さんにはそうした政治的効果の自覚はなかったようですが、私はそれについては一貫して

批判的です。

通行人に迷惑になって、フランス語が良く出来る高橋さんが代わりに謝ったという話もあります。 行したようですね。中村さんはいつも絵の具を持っていて、どこでも絵を描き始めてしまうのですが 高橋さんと中村さんについては、南仏にあるボアソナードの墓を法政大学として訪ねる時に同

す。私は酔っぱらって、この店の名前を「松下村塾」ならぬ「松下都市塾」にしてはどうかと提案した でしたが、松下さんにはいつも新宿御苑裏の小さな酒場に連れて行ってもらって、盛り上がったもので 松下さんの思い出としては、教授会の後に教員全員で親睦を深めるとかいうことはあまりありません

一同(笑

杉田 そういう時に、松下さんと藤田さんのライバル意識みたいなものは見え隠れしましたか。 いいえ。違うが、お互いに認め合うといったことでしょう。反発とかではなかったです。

杉田 同じ所を目指す、違うアプローチにすぎないということですね。

ていました。 身体に宿る」ということで、そのころには口が悪くなり、松下さんや丸山さんの悪口などもだい ただし、 藤田さんは晩年、ご病気で一○年くらい苦しんだのですが、「健全なる精神は健康

で、あらかじめ読んできたら見事に的中した、と聞きましたが。 んだろう、それならドイツの法哲学者であったグスタフ・ラートブルフあたりを出しそうだということ たところ、完璧な答案で驚いたとのことです。実は藤田さんからは、誰が担当しそうか推測し、 田さんが助手に応募してきた時に、当時まだ若い助教授であった吉川さんがドイツ語の試験問題を出 藤田さんの思い出としては、 私が法政に赴任した直後、 刑法の吉川経夫さんから聞いたのです が、

-F

くつか書いたので、詳しくはそのあたりをご参照ください(前掲『戦後精神の光芒』所収)。 藤田さんについてはここではとても語りつくせないのですが、追悼文や解説のようなものをい

んの業務日誌 した点があるので、よくわかるのだと。その現場というのは、竹内好さんの葬儀だったようですが つかり合いの現場のようなものを自分は見たといったことを書いていました。鶴見さんご自身にもそう 一三号、二○○三年一一月。『悼詞』二○○八、所収)で、丸山さんも藤田さんも「狂気の人」で、そのぶ 丸山さんと藤田さんはそのようにぶつかることもありました。先日、 藤田さんが亡くなった時に、評論家の鶴見俊輔さんが追悼文(「藤田省三――狂気の段差」、『活字以前 の抜粋なるもの (『小尾俊人日誌 一九六五―一九八五』中央公論新社、二〇一九) みすず書房創業者の小尾俊人さ が出ました。

本の最後には、

藤田さんの弟子で最近まで法政に在職していた思想史の市村弘正さんと、小尾さん

全部知っていますが、この本や、そこでの市村さんたちの対談では、両者の関係の全体像を把握するこ すが、まさにそのような衝突の時期についての小尾さんなりの記録です。ただ、私はそのころの経緯を のあとのみすず編集長で『藤田省三著作集』の担当だった加藤敬事さんとの解説的な対談が載っていま

とはできないように思います。

あたりでひとまず閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。 の名物教授が法政には登場しましたね。しかし、それについては他日を期すということで、本日はこの 興味深いお話を伺いました。その後も、松下さんなどが中心となって、さまざまな人事が行われ、多く **杉田** 今日は戦後の再出発から黄金時代に至る流れについて、日本の政治学史・法学史との関係でも

(二○二○年九月二九日 遠隔にて実施)



【資料 1】 法学部学科課程・設置科目・専門科目一覧

統計学		社会政策	社会問題	社会学	刑事政策	破産法	法理学	羅馬法	法制史	選択科目	計	l .	佛獨英吉和法	際私	公	刑事訴訟法	民事訴訟法	商法		刑法	行 政 法	憲法	学科目	必修科目 公修科目
1		1	=	=		1		1			110	=	四		二			1	六	総論二	総論二	二	毎週教授時数第 一 学 年	(大正一四) 年度法
=	=	=		ı		1		=			二六		四		=	=	四四	四	六	各論二	各論二		同 二 学 年	四)年度法文学部学科課程
					=	=	=				110		Щ				四四	六	四	1			同 第 三 学 年	

(出典) 『法政大學一覽』(自 大正 14 年 至 大正 15 年) 16-20 頁。

必修科目

計	外国政治書研究	殖民政策	経済政策	商法要論	刑法要論	民法	国際私法	国際公法	行 政 法	憲法	国家学	国法学	統計学	財政学	経済原論	社会学	外交史	政治史	政治学史	政治学	学科目	
	四			_	11	四	1	1		11					11	=		===	1	===	毎週教授時数第 一 学 年	
																					同第	
																					=	
=																					学	
	=		四	二		四		=	二			=		=					二		上年	
																					同第	
																					Ξ	
_																					学	
=	二	二	\equiv	<u> </u>		四	二		=		二		=				二				上年	

=	1	1	新聞研究
		=	民族心理
-	11	_	社会政策
1		===	社会問題
	===		交通政策
	11	1	会計学
11	_	_	予算決算論
	11	_	貨幣銀行論
_		1.1	経済史
		=	法制史
		-	法理学
			選択科目

行政			国際	¬	天 民	同	— 刑 法	同	商法	同	同	民法	憲法			一法	
政法			際法	又は刑	訴		14		124			124	124	科		律学科〕	九五〇
	第一二二	計		訴										目	必	11T	
公	選択科口		第			绺	第	第	第	给	第	第			修科		(昭和二五)
第 二 部 部	上) 目		一部			第二部	一部	二部	一部	第三部	第二部	一部			目		五
~		四二												単			年度新制法学部設置科目
八	-	=	四	四	四	Ξ_	=	四	四	四	六	六	四	位			和制:
資 国本 際			国際	民法	行政学	憲法	又	社	財政	経済	政治	政治	政治			〔 政 治	法学
主義発史	(第		法		学		は 同	会経済	学	原論	史	思想史	学	科 目		〔政治学科〕	部設置
主義発達史		計						史				文			必修		胆科 日
,~	一二単位以上)		第				第二	第							科		П
	上間		部				部	部							目		
四 四		四												単			
		0	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	位			
賃 銀 済			労働	労働	社会医	労働	労働	労働	労働	同	労働	同	労働			労働	
論原論	(第		学演	統計	医学	医学	行政	心理学	保全論		法		問題	科目		〔労働学科〕	
		計	習	論				子	論				概論		必修	<u></u>	
	位 択									第	第	第	第		科		
	以上 目									部	部	部	部		目		
四 四		四												単			
		四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	位			

法医学	経済法	外国法	法史学	法哲学	民法	法律学	各 科		法律学	外国書	世界政	又は	社会	社会思	経済原	フ は	労働
						特講	第二選択		演習	講読	治事情	同	経済史	想史	論	同	法
					第四部		科目					第二部	第一部			第二部	第一部
四	四	四	四	四	四	四			四	四	四	四	四	四	四	四	四
心理学特殊研究	心理学	新聞学	統計学	刑事学	国際私法	政治学特講					政治学演習	外国書講読	百	文 去	国際法	経済政策	世界政治事情
													第二部	第一部	第二部		
四	四	四	四	四	四	四					四	四	J	J	四	四	四
		外国語	文化政策	社会政策	社会調査	労働学特講		労働組合論	民法	憲法	資本主義発達史	工場経営論	農業政策	工業政策	職業心理学	社会保険論	世界労働事情
		四	四	四	四	四		四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

(出典) 法政大学百年史編纂委員会『法政大学百年史』414-415 頁。同書掲載表の典拠 は昭和25年度入学案内。なお、同書413頁によると、当時、卒業論文は必修 であった。

● 1965 (昭和 40) 年度設置科目

〔法律学科〕

必修科目

	科目		単位
憲法			3
民法		第一部	3
民法		第二部	3
民法		第三部	3
民法		第四部	3
商法		第一部	3
商法		第二部	3
刑法		第一部	3
刑法		第二部	3
又は {	民訴 刑訴	第一部	3
国際法		第一部	3
労働法		第一部	3
外国書講	涜		3

選択科目

利	斗目	単位
行政法	第一部	3
行政法	第二部	3
労働法	第二部	3
民法	第五部	3
商法	第三部	3
商法	第四部	3
破産法		3
経済法		3
国際私法		3
刑事政策		3
民訴	第一部	3
民訴	第二部	3
刑訴		3
国際法	第二部	3
法哲学		3
法史学		3
英法		3
仏法		3
法社会学		3
独法		3
社会主義国家法		3
私法原論		3
外国書講読		3
演習		3

〔政治学科〕 必修科目

科目	単位
政治学原論	3
政治思想史	3
日本政治史	3
行政学	3
国際政治学	3
比較政治論	3
経済原論	3
憲法	3
国際法 第一部	3
民法第一部	3
民法 第二部	3
社会経済史	3
外国書講読	3

選択科目

科	1	単位
政治過程論		3
行政管理論		3
政治史	第一部	3
政治史	第二部	3
社会心理学		3
国際政治史		3
新聞学		3
社会学原論		3
日本産業論		3
社会政策		3
経済政策		3
財政学		3
行政法	第一部	3
行政法	第二部	3
商法		3
労働法	第一部	3
刑法	第一部	3
国際法	第二部	3
労働問題概論		3
社会思想史		3
外国書講読		3
演習		3

(出典) 『昭和40年度 法学部履修要綱』5-10頁。

● 2020(令和 2)年度法学部専門科目

(1) 法律学科

1

授業科目名 単位数 憲法I 憲 憲法Ⅱ 2 法 憲法Ⅲ 2 科 憲法IV 2 Ħ 総合統治機構 (法曹コース) 2 行政法入門 I 2 行 行政法入門Ⅱ 2 政 行政作用法 I 2 法 行政作用法Ⅱ 2 科 行政救済法 I 2 目 行政救済法Ⅱ 2 民事法総論 2 契約法I 2 物権法 2 債権回収法Ⅱ 2 民 選 契約法Ⅱ 2 法 債権回収法 I 2 科 不法行為法 2 Ħ 契約法Ⅲ 2 契約法IV 2 択 契約法 (法曹コース) 2 家族法 (法曹コース) 会社法 4 金融商品取引法I 2 金融商品取引法Ⅱ 2 商 必 企業金融法 I 2 法 企業金融法Ⅱ 2 科 企業結合法 4 目 経済法 I 2 経済法Ⅱ 2 会社法入門 修 民事訴訟法 I 民 民事訴訟法Ⅱ 事 民事訴訟法Ⅲ 2 訴 民事執行法 I 科 2 訟 民事執行法Ⅱ 破産法I 2 法 破産法Ⅱ 2 科 民事再生法 2 Ħ 民事手続法入門 2 目 刑法総論I 2 刑 刑法各論I 2 事 刑法各論Ⅱ 2 法 概説刑事法 2 科 刑事訴訟法Ⅱ 2 目 刑事訴訟法 (法曹コース) 2 社会法 労働法総論·労働契約法 2 科目 労働基準法 2 国際法入門 2 玉 国際法基礎理論 2 際 国際空間法 2 関 国際安全保障法 2 係 国際私法 I 2 法 国際私法Ⅱ 2

		現代情報法I	2
		現代情報法Ⅱ	2
		国際社会と憲法 I	2
		国際社会と憲法Ⅱ	2
		ジェンダーと法 I	2
	憲	ジェンダーと法Ⅱ	2
	法	人権と企業社会 I	2
			2
	科	人権と企業社会Ⅱ	
	目	憲法訴訟論	2
		憲法の諸問題	2
		議会法I	2
		議会法Ⅱ	2
		生命倫理と人権I	2
		生命倫理と人権Ⅱ	2
	行	租税手続法	2
	政	租税実体法	2
		地方自治法	2
	法	環境法	2
	科	行政組織法	2
	目	都市法	2
	民	親族法	2
選	法	相続法	2
~	科	消費者法 I	2
	目	消費者法Ⅱ	2
			2
		商法総則・商行為法Ⅰ	
		商法総則・商行為法Ⅱ	2
ten		商法入門I	2
択		商法入門Ⅱ	2
		会社法入門	2
		手形法・小切手法	4
	nite:	保険法I	2
	商	保険法Ⅱ	2
	法	海商・航空法	2
科	科	商取引法 I	2
	目	商取引法Ⅱ	2
		企業金融法I	2
		企業金融法Ⅱ	2
		企業買収法I	2
		企業買収法Ⅱ	2
目		経済法Ⅲ	2
-		企業規制の法律学Ⅰ	2
		企業規制の法律学Ⅱ	2
		刑法総論Ⅱ	2
	wet	刑事訴訟法I	2
	刑		
	事	刑事訴訟法Ⅱ	2
	法	犯罪学	2
	科	刑事政策	2
		実務刑事法	4
	目	社会安全政策論 I	4
		社会安全政策論Ⅱ	4
		労働組合法	2
	社	労働法特論	2
	会	社会保障法 I	2
		社会保障法Ⅱ	2
	法	社会政策	2
	科	雇用·福祉政策	2
	目	教育法Ⅰ	2
		教育法Ⅱ	2
		*	<u> </u>
		(/	n Ello de C

107

(2)

⑤ (辻伊学科)

4	(法律学科)

		3 (法律学科)			4 (法律学科)
	玉	国際民事訴訟法	2			法律学特講(社会保障法の現	2
	際	国際人権法	4			代的課題 I)	2
	関係	国際組織法	2	i i		法律学特講(社会保障法の現	
	法	国際環境法	2			代的課題Ⅱ)	2
	科	国際刑事法	2			法律学特講 (権利救済の法政	_
	目	国際経済法	2			策)	2
		法哲学 I	2	i i		法律学特講 (権利救済制度の	_
		法哲学Ⅱ	2			現代的課題)	2
		日本法制史 I	2			法律学特講(現代中国の法と	_
		日本法制史Ⅱ	2	選	特	社会Ⅰ)	2
		日本法制史Ⅲ	2		譙	法律学特講(現代中国の法と	
		日本法制史IV	2		PITT	社会Ⅱ)	2
	基	ドイツ法制史 I	2			法律学特講 ((法学部同窓会寄	
	礎	ドイツ法制史Ⅱ	2	択		付講座)企業法務への案内)	2
選	法	イギリス法制史I	2			法律学特講(コンテンツビジ	
	科	イギリス法制史Ⅱ	2			ネスの実相と知的財産権)	2
		法社会学	4			法律学特講(芸術振興の法と	
	目	英米法I	2	科		政策-アート・ロー入門-)	2
択		英米法Ⅱ	2			法律学特講(働くということ	
		アジア法 I	2			-現代の労働組合)	2
		アジア法Ⅱ	2		7	法学入門	2
7.1		外国法I	2	B	入 門	法学入門演習	2
科		外国法Ⅱ	2	-	科	法律実務入門Ⅰ	2
-	и.	法思想史	2		目	法律実務入門Ⅱ	2
	先端	法と遺伝学 I 法と遺伝学Ⅱ	2 2			外国書講読 (英語)	4
Ħ		知的財産法Ⅰ	2			外国書講読 (英語) I	2
н	複合	知的財産法Ⅱ	2			外国書講読(英語)Ⅱ	2
	合法	知的財産法Ⅲ	2	i i		外国書講読 (独語)	4
	科日	法と経済学	2			外国書講読(独語) I	2
ŀ		法律学特講(信託から眺める			演	外国書講読(独語)Ⅱ	2
		金融実務)	4		習	外国書講読(仏語)	4
		法律学特講 (経済刑法)	2		科	外国書講読(仏語) I	2
		法律学特講(死刑論)	2		Ħ	外国書講読(仏語) Ⅱ	2
		法律学特講(法とスポーツ文化)	2		-	演習	4 · 8
	特	法律学特講(こども行政と法)	2			法曹コース演習 I	2
		法律学特講(政策と法)	2			法曹コース演習Ⅱ	2
	講	法律学特講(知的財産法の今	۷			法曹コース演習Ⅲ	2
		日的課題)	2			法曹コース演習Ⅳ	2
		法律学特講(大陸法思想史)	2				
		法律学特講(英米法思想史)	2				
		F 111 T 11111 (5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		法律学特講 (憲法哲学)	2				

		授業科目名	単位数
	<u>ک</u>	政治学の基礎概念 I	2
1	修 斗 目	政治学の基礎概念Ⅱ	2
Ιi			4
		演習	4
		政治学入門演習	4
		現代政治特講 I	4
		現代政治特講I	2
		現代政治特講Ⅱ	2
		国際政治特講 I	2
		国際政治特講Ⅱ	2
		政治学特殊講義 I (概説イタリア政治 - 歴史と思想)	2
		政治学特殊講義Ⅱ (概説イタリア政治 - 歴史と思想)	2
		政治学特殊講義 I (日韓比較政治思想)	2
選		政治学特殊講義Ⅱ (日韓比較政治思想)	2
		政治学特殊講義 I (安全保障政策)	2
		政治学特殊講義 I (現代の政治理論)	2
	-11-	政治学特殊講義Ⅱ (現代の政治理論)	2
択	共通	政治学特殊講義 I (20世紀の世界と政治思想)	2
	選択	政治学特殊講義Ⅱ (20世紀の世界と政 治思想)	2
科	科	現代政策学特講 I (立法学)	2
	Ħ	現代政策学特講Ⅱ (立法学)	2
		現代政策学特講 I (千代田区)	2
		現代政策学特講Ⅱ (沖縄)	2
目		公共政策フィールドワーク	6
		A Short Introduction to Japanese Politics	2
		外国語演習 I	2
		外国語演習Ⅱ	2
		外国書講読 (英語) I	2
		外国書講読(英語) Ⅱ	2
		外国書講読(独語) I	2
		外国書講読(独語) Ⅱ	2
		外国書講読(仏語) I	2
		外国書講読(仏語)Ⅱ	2
		外国書講読(朝鮮語) I	2
		外国書講読(朝鮮語)Ⅱ	2
		外国書講読(中国語) I	2
		外国書講読(中国語)Ⅱ	2

		政治理論 I	2
		政治理論Ⅱ	2
		現代政治思想I	2
		現代政治思想Ⅱ	2
		公共哲学 I	2
		公共哲学Ⅱ	2
		政治構造論 I	2
		政治構造論Ⅱ	2
		政治体制論I	2
		政治体制論Ⅱ	2
		比較政治論I	2
		比較政治論Ⅱ	2
		政治意識論Ⅰ	2
		政治意識論Ⅱ	2
		政治文化論Ⅰ	2
選		政治文化論Ⅱ	2
		生命政治論Ⅰ	2
	理	生命政治論Ⅱ	2
		公共政策I	2
	論	公共政策Ⅱ	2
択	-	宗教文化論 I	2
	歴	宗教文化論Ⅱ	2
	aue.	ジェンダー論 I	2
	史	ジェンダー論Ⅱ	2
	·	フェミニズム思想Ⅰ	2
科	思	フェミニズム思想Ⅱ	2
١	,,,,	マス・コミュニケーション論	4
	想	現代メディア論	2
	,	ジャーナリズム実践講座	2
		経済原論 I	2
目		経済原論Ⅱ	2
		日本政治論I	2
		日本政治論Ⅱ	2
		日本政治史 I	2
		日本政治史Ⅱ	2
		日本政治思想史 I	2
		日本政治思想史Ⅱ	2
		日米関係論I	2
		日米関係論Ⅱ	2
		ロシア政治史Ⅰ	2
		ロシア政治史Ⅱ	2
		国際政治史	4
		歴史政治学	4
		アメリカ政治史I	2
		アメリカ政治史Ⅱ	2
		ヨーロッパ政治史 I	2
		ヨーロッパ政治史Ⅱ	2
		ヨーロッパ政治思想史I	2
		ヨーロッパ政治思想史Ⅱ	2
1		(大王)	

(次頁に続く)

_	(-11) 1 NO -51)
(3)	(政治学科)

		(3)	(政治学科)
		福祉政策I	2
		福祉政策Ⅱ	2
		比較福祉国家 I	2
		比較福祉国家Ⅱ	2
		環境政策I	2
		環境政策Ⅱ	2
		経済政策I	2
		経済政策Ⅱ	2
		都市政策 I	2
		都市政策Ⅱ	2
	政	政治政策論 I	2
	策	政治政策論Ⅱ	2
		公共投資論 I	2
選	307	公共投資論Ⅱ	2
	都	NPO論I	2
	市	NPO論Ⅱ	2
	•	行政学	4
択	行	国際行政論 I	2
	政	国際行政論Ⅱ	2
		自治体論 I	2
		自治体論Ⅱ	2
科		政治過程論 I	2
		政治過程論Ⅱ	2
		コミユニティ論Ⅰ	2
		コミユニティ論Ⅱ	2
目		財政学I	2
		財政学Ⅱ	2
		行政管理論	4
		協同組合論	2
	他学科との	法律学科との共通科目	科目による
	共通科目	国際政治学科との共通科目	科目による
		総合科目の中の政治学科選択科目	科目による
	そ	経営学部との合併科目	2
	の	卒業論文	8
	他	リサーチペーパー	
			8
		法律学科科目	科目による
		Hosei Oxford Programme	2
	自	Sustainable Training for English	2
	由	Proficiency	4
	科	電算実習科目	2
	目	他学部公開科目	科目による
		総合科目	科目による
		グローバルオープン科目	科目による
		N	11111-5-3

(3) 国際政治学科

1	7	1	

選択必修科目

(3)	(3) 国際政治学科 ①						
		授業科目名	単位数				
		国際政治への案内	4				
	必	Hosei Oxford Programme	2				
	修	Sustainable Training for	2				
	科	English Proficiency	۷				
	目	演習	4				
			4				
		国際政治学特講Ⅰ(中央アジ	2				
		アと日本の政治と外交)					
		国際政治学特講Ⅱ	2				
		グローバル政治史	2				
		国際政治学入門	2				
		国際政治の理論と現実	2				
		ヨーロッパ統合論 I	2				
		ヨーロッパ統合論Ⅱ	2				
		EUの政治と社会 I	2				
		EUの政治と社会Ⅱ	2				
	コ	東欧の政治と社会 I	2				
	1	東欧の政治と社会Ⅱ	2				
	ス	中東の政治と社会	4				
	共	旧ソ連諸国の政治と社会I	2				
選	通	旧ソ連諸国の政治と社会Ⅱ	2				
	科	ラテンアメリカの政治と社会 I	2				
択	目	ラテンアメリカの政治と社会Ⅱ	2				
		グローバル・ガバナンス	2				
必		国際協力論 I	2				
		国際協力論Ⅱ	2				
修		国際公共政策I	2				
		国際公共政策Ⅱ	2				
科		国際社会の法 I	2				
		国際社会の法Ⅱ	2				
目		市民社会の法I	2				
		市民社会の法Ⅱ	2				
		政治学科との共通科目	科目による				
		International Politics	2				
	実	Global Governance	2				
		Japanese Politics	2				
	践	Essay Writing	2				
	講	Presentation Skills	2				
	座	Debate	2				
	科	海外メディア分析実習	2				
	目	Global Internship	4				
		文章の書き方セミナー	2				
	Art	学科で指定した大学院科目	2				
	総合講	外交総合講座	2				
	屋科目	国際協力講座	2				

		2
	アジア国際政治概論	2
İ	朝鮮半島の政治と社会Ⅰ	2
	朝鮮半島の政治と社会Ⅱ	2
	台湾の政治と社会I	2
	台湾の政治と社会Ⅱ	2
	中国の政治と社会 I	2
	中国の政治と社会Ⅱ	2
	東南アジアの政治と社会I	2
	東南アジアの政治と社会Ⅱ	2
ア	オセアニアの政治と社会I	2
ジ	オセアニアの政治と社会Ⅱ	2
ア	北アメリカの政治と社会	4
国	北アメリカの政治と社会I	2
際	北アメリカの政治と社会Ⅱ	2
政	日本の政治と社会 I	2
	日本の政治と社会Ⅱ	2
治	アメリカ政治外交史	2
コ	現代のアメリカと世界	2
1	中国の政治と外交 I	2
ス	中国の政治と外交Ⅱ	2
	ロシアの政治と外交I	2
	ロシアの政治と外交Ⅱ	2
	ヨーロッパ政治外交史 I	2
	ヨーロッパ政治外交史Ⅱ	2
	日本の政治と外交 I	2
	日本の政治と外交Ⅱ	2
	アジア比較政治論 I	2
	アジア比較政治論Ⅱ	2
	政治学科との共通科目	科目による

(次頁に続く)

(2)

③ (国際政治学科)

				示以(口于)们
			国際機構論I	2
			国際機構論Ⅱ	2
			平和·軍事研究 I	2
İ			平和・軍事研究Ⅱ	2
			国際NGO論I	2
İ		グ	国際NGO論Ⅱ	2
		П	地域統合論 I	2
	コ	1	地域統合論Ⅱ	2
			国際文化交流 I	2
l	1	バ	国際文化交流 Ⅱ	2
選	ス	ル	地球環境論 I	2
択	别		地球環境論Ⅱ	2
必	選	ガ	国際経済論 I	2
修	択	バ	国際経済論Ⅱ	2
科	必	ナ	グローバル・ビジネス論 I	2
F	修	レン	グローバル・ビジネス論Ⅱ	2
"	科	ス	国際経済法 I	2
	E E		国際経済法Ⅱ	2
	Н	7	国際環境法 I	2
		1	国際環境法Ⅱ	2
		ス	国際政治経済学 I	2
			国際政治経済学Ⅱ	2
			経済外交論 I	2
			経済外交論Ⅱ	2
			現代イスラム世界論	2
			政治学科との共通科目	科目による
			ス科目	科目による
		に論さ	-	8
選	リサ	9	チペーパー	8
択	l		法律学科科目	科目による
科		Ì	政治学科科目	科目による
目	E	Ħ	電算実習科目	2
l H	乖	4	他学部公開科目	科目による
	E	1	総合科目	科目による
			グローバルオープン科目	科目による

(出所)「2020 年度法学部「履修の手引き」」 49-54 頁、57 頁。なお、法律学科と 政治学科の科目表は 2012 年度以降 入学者が対象である。国際政治学科 の科目表は、2016 年度以降入学者が 対象である。

【資料 2】 法学部 教員・学生数の推移 (1950 ~ 2020 年度) ()は女子の内数

		学生数 (人)	専任教員数	W.1. /+ ~ # B	
年度	一部	二部	計	(人)	学生/専任教員
1950	935(5): 新制大学 247: 旧制大学	640(7): 新制大学	1,575:新制大学 247:旧制大学		
1960	3,118 (80)	1,290 (33)	4,408 (113)		
1971	3,783 (184)	1,916 (113)	5,699 (297)	29	196.5
1972	3,747	1,751	5,498	31	177.4
1973	3,798	1,798	5,596	31	180.5
1974	4,049	1,903	5,952	31	192
1975	3,951	1,938	5,889	32	184
1976	4,061	2,081	6,142	37	166
1977	4,154	2,052	6,206	38	163.3
1978	4,059	1,981	6,040	37	163.2
1979	3,927	1,888	5,815	37	157.2
1980	3,843 (270)	1,836 (84)	5,679 (354)	37	153.5
1981	3,749	1,802	5,551	38	146.1
1982	3,719	I,735	5,454	38	143.5
1983	3,659	1,654	5,313	38	139.8
1984	3,662	1,647	5,309	39	136.1
1985	3,615	1,606	5,221	40	130.5
1986	3,544	1,614	5,158	40	129
1987	3,822	1,603	5,425	41	132.3
1988	3,865	1,582	5,447	43	126.7
1989	3,867	1,574	5,441	43	126.5
1990	3,924 (732)	1,602 (183)	5,526 (915)	43	128.5
1991	3,656	1,617	5,273	41	128.6
1992	3,586	1,617	5,203	43	121
1993	3,607	1,629	5,236	43	121.8
1994	3,632	1,630	5,262	44	119.6
1995	3,707	1,560	5,267	44	119.7
1996	3,752	1,458	5,210	46	113.3
1997	3,802	1,314	5,116	44	116.3
1998	3,906	1,220	5,126	45	113.9
1999	3,772	1,159	4,931	43	114.7

(続く)

2000	3,725 (1,280)	1,094 (235)	4,819 (1,515)	45	107.1
2001	3,648	1,062	4,710	45	104.7
2002	3,533	1,038	4,571	44	103.9
2003	3,496	1,005	4,501	61	73.8
2004	3,431	834	4,265	52	82.0
2005	3,511	575	4,086	57	71.7
2006	3,486	382	3,868	60	64.5
2007	3,867	147	4,014	61	65.8
2008	3,820	54	3,874	61	63.5
2009	3,768	29	3,797	61	62.2
2010	3,841 (1,214)	15 (1)	3,856 (1,215)	65	59.3
2011	3,576	3	3,579	65	55.1
2012	3,430		3,430	66	52
2013	3,375		3,375	68	49.6
2014	3,366		3,366	65	51.8
2015	3,413		3,413	65	52.5
2016	3,681		3,681	63	58.4
2017	3,857		3,857	63	61.2
2018	3,781		3,781	65	58.2
2019	3,728		3,728	67	55.6
2020	3,518 (1,408)		3,518 (1,408)	68	51.7

[※]学生数については、4月30日または5月1日時点の数値。2000年度以降の専任教員数については、4月1日時点の数値。

[※]学生数の総数は、第一部と第二部の合計。通信教育部は含まない。

[※]学生数に対する専任教員の割合については、第二部の廃止前後でデータが不連続である。 (データ元) 2000 年度までは『法政大学と戦後五〇年・別冊』資料 10。但し、1950 年と 1960 年については、学校調査票 (大学) 附表に拠る。2000 年度の専任教員数は学務部学務 課提供の下記資料に拠る。また、1971 ~ 2000 年度の女子数については、各年度の『法政大学年誌』掲載の「在籍学生数」に拠る。2001 ~ 2004 年度及び 2020 年度については、学務 課提供のデータ (各年度の「学生在籍者数一覧」及び 2007 年度学務部事務便覧) に拠る。2020 年度を除いて、2005 年度以降については、法政大学HP「情報公開」の「教育研究体制(全般)」「学生数・教職員数」(最終閲覧: 2020 年9月9日) 及び学務部学務課「教員一人当たり学生数」に拠る。

【資料3】 卒業生数

a. 卒業生数 (第1回~専門学校令)

		年		月	_			年	月	法律科
		1885(明	18)	9	8			1903 (明 36)	11	10
	東		(19)	2	1			04 (37)	3	3
	京			7	22				7	104
	法			12	2				10	6
	公	87	(20)	3	24			05 (38)	7	74
		88	(21)	2	12				9	12
	校			7	48				11	2
		89	(22)	3	5			06 (39)	7	67
				7	60	١.			9	10
				12	28	専			11	1
特		90	(23)	7	100		和	07 (40)	7	1
别				12	4		١	(:-)	11	1
認		年	(0.1)	月	法律科		14	08 (41)	7	3
可		91	(24)	7	53		٠	00 (40)	12	3
,	TH.	00	(05)	10	5	門	法	09 (42)	7	
	和	92	(25)	7	47		/da	10 (43)	7	6
		00	(OC)	12 7	10		律		9	1
	/1	93	(26)		42		学	11 (44)	11	10
\vdash	14	0.4	(27)	10 7	9 47	学	子		7	10
		94	(21)	10	7	J-F	校	12 (45) 1913 (大 2)	3	2
	法	05	(28)	7	34		112	1913 (人2)	7	11
	亿	95	(20)	11	5		法		9	1
		96	(29)	7	39		124	14 (3)	7	21
	律	30	(23)	11	6	校	政	15 (4)	7	21
	''	97	(30)	7	44	~	~	10 (1)	11	2
司			(00)	11	8		大	16 (5)	7	9
法	学	98	(31)	7	26				9	3
省				11	7		学	17 (6)	3	1
指		99	(32)	7	53	令			7	10
定	校			11	7				9	1
/		1900	(33)	7	42			18 (7)	7	8
				11	14				9	3
		01	(34)	7	50			19 (8)	7	26
				11	7				9	1
		02	(35)	7	87			20 (9)	7	14
				11	7				9	1
		03	(36)	7	85			21 (10)	3	19
								22 (11)	3	38
								合計		1,567

(表 a は専門部卒業生数を含まない)

b. 学部卒業生数 (旧制大学) c. 東京仏学校卒業生数

-	, ,		(11111111111111111111111111111111111111	
		年	月	法文学部法系
		1923 (大12)	3	
		24 (13)	3	5
		25 (14)	3	17
		26 (15)	3	1
		1927 (昭 2)	3	89
		28 (3)	3	95
		29 (4)	3	131
		30 (5)	3	196
大		00 (0)	4	-
/ (31 (6)	3	139
	法	01 (0)	5	4
	,	32 (7)	3	167
		33 (8)	3	151
		34 (9)	3	145
	政	35 (10)	3	131
		36 (11)	3	133
学		37 (12)	3	143
		38 (13)	3	119
	大	39 (14)	3	135
		40 (15)	3	102
		41 (16)	3	85
			12	91
	学	42 (17)	9	92
		43 (18)	9	195
令		44 (19)	9	174
		45 (20)	9	30
		46 (21)	9	112
		47 (22)	9	113
		計		2,799
		年	月	法学部
		48 (23)	3	71
		49 (24)	3	60
		50 (25)	3	118
		51 (26)	3	314
		計		563
		合言	†	3,362

Act:	東	年	月	普通科
特別	京仏	1888 (明 21)	7	14
認可	学	89 (明 22)	7	6
可	校	計		20

d. 速成科卒業生数

	年	月	-			
≨⊓	1905 (明 38)	6	67			
		7	1			
	06 (39)	6	230			
		7	9			
律		11	66			
学	07 (40)	3	239			
校		5	19			
		6	6			
		11	67			
	08 (41)	4	382			
人		5	34			
学		6	14			
	計		1,134			
	和仏法律	年 1905 (明 38) 仏法律 学 校法 政 大学	年 月 1905 (明 38) 6 7 7 (法 7 (本) 7 (本) 7 (本) 11 (**) 5 (**) 6 (**) 6 (**) 11 (**) 08 (41) (**) 4 (**) 5 (**) 6 (**) 6 (**) 6 (**) 6 (**) 6 (**) 6 (**) 6 (**) 6 (**) 6			

e 法学部卒業生数(新制大学:1951~2019年)

е.	12	字計	3卒業生数(新	忻制大	字:198	~ 201	9年)					
		口	年	月	第一部	第二部			110	92 (4)	3	885	347
			4-	Л	法学	色部			111	93 (5)	3	818	307
		69	1951 (昭 26)	3	168	57			112	94 (6)	3	894	341
		70	52 (27)	3	190	89			113	95 (7)	3	814	344
		71	53 (28)	3	444	196			114	96 (8)	3	817	327
		72	54 (29)	3	141	126			115	97 (9)	3	856	334
		73	55 (30)	3	278	124			116	98 (10)	3	929	317
		74	56 (31)	3	406	221			117	99 (11)	3	896	275
		75	57 (32)	3	837	253			118	2000 (12)	3	870	237
		76	58 (33)	3	759	269	学		119	01 (13)	3	863	209
		77	59 (34)	3	885	287			120	02 (14)	3	1032	201
学		78	60 (35)	3	1045	258			121	03 (15)	3	772	210
		79	61 (36)	3	971	225			122	04 (16)	3	851	199
		80	62 (37)	3	1095	221		法	123	05 (17)	3	803	207
	法	81	63 (38)	3	1042	241	校		124	06 (18)	3	929	185
		82	64 (39)	3	1112	278			125	07 (19)	3	742	205
校		83	65 (40)	3	1068	309			126	08 (20)	3	813	78
		84	66 (41)	3	972	333		政	127	09 (21)	3	859	16
		85	67 (42)	3	937	336			128	10 (22)	3	820	8
	政	86	68 (43)	3	945	348	教		129	10 (22)	9	9	1
		87	69 (44)	3	886	331			123	11 (23)	3	998	6
教		88	70 (45)	3	919	343		大	130	11 (23)	9	22	0
		89	71 (46)	3	869	301			100	12 (24)	3	832	1
		90	72 (47)	3	884	373			131	12 (24)	9	13	-
	大	91	73 (48)	3	835	308	育		101	13 (25)	3	801	_
		92	74 (49)	3	781	334		学	132	13 (25)	9	15	_
育		93	75 (50)	3	1093	364			102	14 (26)	3	864	
		94	76 (51)	3	842	257			133	14 (26)	9	17	_
		95	77 (52)	3	847	354	l		100	15 (27)	3	740	_
	学	96	78 (53)	3	1085	400	法		134	15 (27)	9	15	_
		97	79 (54)	3	1022	364				16 (28)	3	729	_
法		98	80 (55)	3	923	323			135	16 (28)	9	13	_
		99	81 (56)	3	904	329				17 (29)	3	728	_
		100	82 (57)	3	925	346			136	17 (29)	9	21	_
		101	83 (58)	3	913	326			-50	18 (30)	3	826	_
		102	84 (59)	3	815	310			137	18 (30)	9	809	_
		103	85 (60)	3	810	331		137		19 (31)	3		_
		104	86 (61)	3	869	313			138	19 (令元)	9	977	_
		105	87 (62)	3	849	297				20 (2)	3		-
		106	88 (63)	3	851	326	(表	a. l	o, c. d	l, e の出所):	学務部	学務課	「卒業生
		107	89 (平元)	3	771	306				(3) (2018年			

(表 a, b, c, d, e の出所) 学務部学務課 | 卒業生 数一覧(1)(3)」(2018年5月1日現在)。但し、 2019年度の数値は同課 「卒業・修了生数一覧」、 2020年度の数値は同課調べに拠る。

108

109

90 (2)

91 (3)

824

1058

307

313

【資料 4】 法学部生の就職 (内定) 状況 (2005 ~ 2019 年度)

() は女子の内数

		2005 年	2010年	2015年	2019年
	農業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
農業、林業	林業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
漁業	漁業	0 (0)	0 (0)	2(1)	0 (0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	鉱業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	総合 (土木・建築)	4 (1)	2 (1)	5 (3)	4 (1)
	土木・橋梁・造園・鉄骨	1 (0)	1 (1)	2(1)	1 (1)
7-14	建築・建設	2(1)	1 (0)	1 (1)	2(1)
建設業	設備工事・プラント・内装	4 (4)	4 (1)	9 (2)	7 (1)
	住宅	11 (2)	8 (1)	4 (1)	6 (1)
	小計	22 (8)	16 (4)	21 (8)	20 (5)
	食品・食料	11 (3)	10 (6)	4 (0)	5 (3)
	飲料・たばこ・飼料	4 (1)	1 (1)	3 (1)	4 (1)
	繊維工業	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	繊維製品・衣料	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2(1)
	印刷・印刷関連サービス	9 (4)	1 (0)	3 (1)	4 (1)
	化学・医薬・化粧品	19 (7)	17 (2)	3 (1)	9 (4)
	石油製品・石炭製品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ゴム製品	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
	プラスチック製品	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)
	鉄鋼業	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (2)
	非鉄金属	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)
Half Ma. Alle	金属製品・金属加工品	2 (0)	1 (0)	8 (0)	1 (0)
製造業	一般機械・産業機械	10 (3)	8 (3)	11 (1)	12 (2)
	精密・光学・レンズ・医療	1 (0)	4 (1)	2 (0)	3 (0)
	電子・デバイス	0 (0)	3 (0)	3 (2)	0 (0)
	電気機械・照明	6 (2)	7 (4)	4 (2)	13 (3)
	情報通信機械器具	2 (0)	3 (2)	5 (2)	11 (4)
	自動車・輸送機器・関連	0 (0)	6 (1)	9 (0)	9 (0)
	木材・木製品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	家具·装備品	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2(1)
	パルプ・製紙・紙製品	1 (1)	1 (0)	2 (0)	4 (0)
	窯業・土石・セラミックス・ガラス	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
	その他製品	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計	76 (23)	67 (20)	64 (10)	87 (24)
電気・ガス・熱 供給・水道業	電気・ガス・熱・水道供給 業	2 (0)	1 (0)	2 (0)	6 (2)

(続く)

		2005 年	2010年	2015 年	2019年
	出版·新聞	7 (3)	4 (1)	6 (2)	5 (1)
	ソフトウエア・情報処理・情 報サービス	36 (13)	34 (9)	44 (13)	113 (39)
	通信業・同関連	4 (1)	5 (2)	3 (2)	12 (6)
情報通信業	放送業 (TV・ラジオ・有線)	4 (1)	4 (2)	2 (1)	7 (4)
	映像·TV番組·音楽製作配給	4 (2)	4 (3)	1 (0)	7 (3)
	インターネット関連サービス	2 (2)	1 (0)	5 (3)	2 (0)
	小計	57 (22)	52 (17)	61 (21)	146 (53)
	海上	1 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (0)
	陸上	16 (7)	16 (4)	17 (3)	19 (4)
運輸業、郵便業	航空	1 (0)	4 (3)	5 (3)	9 (7)
	倉庫・運輸附帯サービス	3 (1)	6 (3)	9 (5)	16 (6)
	小計	21 (8)	26 (10)	32 (12)	48 (17)
	総合	5 (0)	3 (2)	4 (1)	5 (1)
	繊維製品・衣服・身の回り品	6 (2)	5 (1)	5 (2)	5 (3)
	農畜水産物・青果物・卸売市場	2(1)	1 (0)	1 (0)	2(1)
	食品·飲料	1 (0)	6 (0)	2 (0)	5 (1)
	医薬・化学・化粧品・ゴム・ プラスチック	5 (3)	6 (1)	3 (2)	5 (2)
	金属・鉱物・金属製品	5 (0)	9 (3)	13 (3)	9 (1)
	機械器具・OA製品	19 (4)	12 (6)	17 (7)	32 (13)
	建材・木材・再生資源	0 (0)	4 (1)	1 (0)	2(1)
	家具・インテリア・什器・陶器	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸売業·小売業	その他の製品	7 (2)	8 (6)	3 (1)	2(1)
	百貨店・総合スーパー	9 (3)	1 (0)	5 (2)	8 (4)
	飲食料品・食品スーパー	9 (3)	4 (2)	7 (1)	11 (2)
	繊維・衣服・靴・身の回り品	7 (5)	8 (5)	1 (1)	2 (2)
	ガソリンスタンド・燃料	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
	自動車販売・自動車部品	7 (2)	2 (1)	0 (0)	2 (1)
	家具・建具・什器・家電・ホー ムセンター	2 (2)	3 (1)	5 (0)	4 (1)
	その他 (メガネ・薬局・書籍・ スポーツ等)	9 (5)	5 (4)	1 (0)	10 (6)
	小計	93 (32)	79 (34)	68 (20)	104 (40)
	銀行・信託銀行	56 (27)	42 (19)	54 (26)	30 (15)
	信用金庫・信用協同組合	12 (5)	18 (5)	13 (4)	11 (6)
	証券業	17 (4)	15 (4)	20 (5)	15 (4)
	商品取引	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)
金融業·保険業	労働金庫・商工組合中央金庫	2 (1)	3 (2)	3 (0)	4 (2)
	消費者・クレジット・投資・他	16 (7)	7 (3)	11 (4)	14 (6)
	生命保険	13 (6)	13 (4)	20 (9)	20 (12)
	損害保険	13 (7)	7 (4)	7 (6)	18 (9)
	小計	131 (58)	105 (41)	130 (55)	117 (56)
		. ,	. ,		(続く)

(続く)

		2005 年	2010年	2015 年	2019年
	不動産取引業 (建物・土地)	23 (8)	9 (2)	7 (2)	22 (6)
不動産業・物	不動産賃貸業(賃貸・管理)	7 (4)	7 (3)	7 (3)	16 (6)
品賃貸業	物品レンタル・物品リース	4 (2)	7 (2)	3 (3)	6 (3)
mgg/k	小計	34 (14)	23 (7)	17 (8)	44 (15)
	非営利団体(学術・開発研究 機関)	0 (0)	2 (0)	3 (1)	0 (0)
	法務	3 (3)	2 (2)	0 (0)	4 (2)
W AN THE N	コンサルタント・設計事務所	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
学術研究・専	広告代理業	9 (5)	6 (2)	4 (1)	18 (7)
門・技術サービス業	税理・会計・特許・経営コン サルタント	8 (5)	2 (2)	2 (1)	22 (9)
	その他専門サービス (デザイン・機械設計等)	1 (1)	3 (2)	2 (1)	1 (0)
	小計	21 (14)	17 (8)	12 (4)	45 (18)
宿泊業・飲食	レストラン・外食・給食	7 (3)	7 (1)	3 (2)	7 (4)
伯 伯未・ 臥 艮 サービス業	ホテル・旅館	3 (2)	3 (3)	3 (2)	6 (4)
リーヒク来	小計	10 (5)	10 (4)	6 (4)	13 (8)
	旅行代理店	12 (7)	1 (1)	7 (3)	3 (1)
生活関連サー	娯楽・スポーツ施設・生活関 連サービス	3 (2)	6 (1)	10 (2)	8 (3)
ビス業・娯楽	理美容・エステ・洗濯・浴場	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
業	冠婚葬祭	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	小計	16 (9)	7 (2)	17 (5)	12 (5)
教育・学習支	学校・専門学校	10 (6)	13 (4)	5 (2)	8 (1)
教育・子音又 援業	学習塾・教育支援	4 (1)	3 (1)	3 (0)	6 (1)
1友未	小計	14 (7)	16 (5)	8 (2)	14 (2)
	病院・医院・医療・保健衛生	2 (0)	7 (3)	3 (2)	0 (0)
医療・福祉	福祉・福祉施設	5 (1)	5 (5)	3 (2)	6 (4)
	小計	7 (1)	12 (8)	6 (4)	6 (4)
複合サービス 事業	協同組合・郵便局	6 (0)	10 (6)	2 (0)	6 (3)
	宗教	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	メンテナンス・保守・修理	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)
サービス業	警備保障	3 (1)	0 (0)	1 (1)	3 (1)
(他に分類さ		27 (7)	18 (7)	19 (9)	50 (24)
れないもの)	非営利団体(政治・経済・文 化団体)	2 (1)	8 (3)	6 (1)	8 (4)
	小計	32 (9)	28 (11)	26 (11)	63 (30)
	公務 (国家)	18 (3)	18 (3)	17 (5)	33 (13)
公務	公務(地方)	52 (16)	85 (24)	93 (23)	97 (33)
	小計	70 (19)	103 (27)	110 (28)	130 (46)
分類不能	7 71	107 (59)	76 (26)	44 (19)	5 (3)
24 724 I ND		719 (288)	648 (230)	628 (212)	867 (332)

3月31日現在

[データ] 市ヶ谷キャリアセンター提供。

【資料 5】 司法試験合格者数

◉旧司法試験合格者数

) 1 -ut	444 153
西暦	法政	総数
2011	不明	6
2010	不明	59
2009	1	92
2008	3	144
2007	4	248
2006	4	549
2005	22	1464
2004	12	1483
2003	8	1170
2002	9	1183
2001	7	990
2000	7	994
1999	11	1000
1998	2	812
1997	6	746
1996	5	734
1995	8	738
1994	4	740
1993	5	712
1992	2	630
1991	7	605
1990	4	499
1989	2	506
1988	7	512
1987	0	489
1986	2	486
1985	5	486
1984	0	453
1983	3	448
1982	5	457
1981	4	446
1980	3	486
1979	3	不明
1979	3	- 不明

この表は、法務省の公表データおよび『法学教室』掲載の記 事 (3号、27号、63号、75号、99号、123号、183号、195号、 207号、219号、231号、244号、256号、268号、280号、292号、 304 号) から作成した。

●新司法試験合格者数

西暦	法政	総数
2020	8	1450
2019	7	1502
2018	17	1525
2017	8	1543
2016	15	1583
2015	29	1850
2014	21	1810
2013	30	2049
2012	17	2102
2011	31	2063
2010	24	2074
2009	25	2043
2008	32	2065
2007	24	1851
2006	23	1009

この表は、法務省の公表データから作成した。

[資料6]

本学法学部等出身の主な大学教員・研究者等

明石 真昭 青木 宗也 敏 法政大学 宮崎産業経営大学 愛知教育大学 主な所属大学等

一番ヶ瀬 石橋 洋 康子 熊本大学 日本女子大学 法政大学

明田川 融

法政大学

今井 照 一柳 豊勝 明治学院大学 福島大学

龍谷大学

大久保 喜弘 今川瑛一 専修大学 創価大学

流通経済大学

大島 卓 功 大曽根 寛 城西大学 放送大学 法政大学

1 祥世 共愛学園前橋国際大学 東北学院大学 立命館大学 鹿児島大学

大西

123 資料 五小小後児小小小清木橋川嘉神神金金片奥小岡岡大大明堀林藤玉島斎泉瀬村川村陽谷里子桐山川田﨑原場公訓秀巖正聡甚広信謙俊湊安昌彩匡征善朝環利晴利敏安男男文勝勝治子次即東史子良史衛良東東京郎

 永中中鳥德土寺土土土土千谷田田武高銭杉神下佐佐佐野野野谷永井尾山屋田田太岩村須偉山陽子 秀正育部哲輝方希仁道武岩純正忠秀順栄茂島弘治 雄俊男茂男夫孝美美信力一彦雄夫一 雄 男三治

法政大学 車細亜大学 広島大学 京正大学 京正大学 法政大学 法政大学 中央大学 法政大学 金沢星稜大学

前堀細古藤平平東比潘春原原浜花野野根沼西西西島島町田井西本野野巌嘉阿田暉村立村田岸田谷田尾島峰東京 京東 京京保信茂毅克 東憲憲一輝三彰文晃 亘忠雅大幸幸和 登記表行司 夫 男

水谷 三尾 忠志 松本 正生

水元 宏典 吉蔵

法政大学 一橋大学

大東文化大学 埼玉大学 東洋大学

宮本 健蔵 三村 芙美子 由佳 法政大学 電機連合総合研究企画 亜細亜大学

室

宮崎

茂木 洋平 村元 宏行 横浜桐蔭大学 活水女子大学

村田彰

流通経済大学

武藤 博己

法政大学

浩 法政大学 東京国際大学

森實 本島

山本 卓 雅彦 法政大学 帝京大学 名城大学

関東学院大学 法政大学

吉岡 幹夫 長野経済短期大学

*本学法学部または法学研究科・政治学研究科(旧社会科学研究科私法学専攻・法律学専攻・政治学専攻 によってその主な所属等が確認できた者を掲記した。 を含む)出身で大学等に専任の教授等として勤務しまたは勤務していた者のうち、公表されている資料

資料 127

専任教員

●法学部設立時の専任教員

島 保 信孝

(薬師寺 伝兵衛)

●二○二○年度の法学部専任教員(四月時点)

[法律学科]

128

浜 沼 西 橡 田 建 武 高 高 須 杉 佐 佐 國 計 倉 川 川 神 金 小 近 工野 末村 田 田 川 中 石 生 橋 友 藤 本 野 藤 分 良 部 村 口 谷 子 山田 屋 達 彰 雅 幸 泰 佐 真 昌 滋 子 正 士 彦 幸 子 世 由 美 之 介 史 子 子 善 美

水 細 廣 名 中 塚 鈴 杉 杉 新 木 衛 犬 伊 油 明 五 五 森 向 宮 藤 潘野 井 瀬 和 野 本 木 田 崎 川 村 藤 塚 藤 本 田 田 田 井 本 本 阿 和 田 田 井 本 本 阿 和 保 克 良 敦 和 敏 正 幹 元 ママ 王 理 融 彦 夫 大 蔵 彦 夫 大 蔵 彦 夫

[国際政治学科]

山本 卓 二郎

/ 作成=法政大学教授 山本 卓)

なった。 こで、二〇二〇年九月二六日に百周年を祝う記念イベントを計画したが、あいにくの新型コロナウィル ベントを企画したのだから、内容をほぼそのまま生かした形で記念誌の発行に代えようということに スの感染拡大により中止を余儀なくされた。とはいえ、百周年記念プロジェクトでは、せっかく記念イ 身である法学教育を目的とした東京法学社が創立されてから一四○年もの歴史を重ねたことになる。 法政大学法学部は一九二○(大正一○)年に創設されてから二○二○年に百周年を迎えたが、その前

を掲載している。 を取り上げて、本学部の一〇〇年の歴史を回顧することとした。そして、巻末に法学部の基礎的データ 功績を振り返るとともに、戦後、本学の発展に多大な貢献をした法学部法律学科と政治学科の著名教員 言ではない。そこで、本誌では、法学部百周年(本学一四○周年)を記念して創成期の薩埵正邦の人と が、本学の創設者としての青年、薩埵正邦の活躍なくして法政大学の礎は築き得なかったといっても過 これまで本学の歴史を振り返るときになにかとボアソナード博士に脚光が浴びせられがちであった

してあらためて敬意と謝意を表すとともに、事務的な手続を円滑に進めていただいた松林法学部主任に 貴重な時間を割いて本誌の作成に熱心に取り組んでいただいた百周年記念プロジェクトメンバ

感謝したい。

プロジェクトを代表して 浜村 彰

法学部創設百周年記念プロジェクトメンバー

金子征史(法政大学名誉教授・法学部同窓会会長)

田中義教(法学部同窓会副会長)

杉田

(法学部教授)

川村洋子

(法学部教授)

浜村 彰 (法学部教授)

山 浜本 村

(法学部教授)

[五十音順]

一法政大学法学部創設百周年記念誌自由と進歩の学び舎

二〇二一年三月五日 発行

製作 風行社

東京都千代田区富士見二―一七―一発行 法政大学法学部

